

目 次

津市条例

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市青山高原保健休養地管理基金条例の廃止

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例及び津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市市税条例の一部を改正する条例

津市規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市サンデルタ香良洲内津市香良洲老人福祉センター及び津市香良洲デイサービスセンターに関する規則及び津市とことめの里一志内一志温泉に関する規則の一部を改正する等の規則

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市公印管理規則の一部を改正する規則

津市公共予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市公平公正な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市犯罪被害者等支援条例施行規則

津市訓令

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市自治体DX推進会議設置規程

津市電子自治体推進本部設置規程を廃止する訓令

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令

津市職員服務規程及び津市会計年度職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効告示

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止

認可地縁団体の告示事項の変更

津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

財政公表

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

認可地縁団体の告示事項の変更

指定緊急避難場所の指定

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

森林経営管理法に基づく経営管理実施権配分計画の縦覧

津市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧

森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の縦覧

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の事業計画の変更に係る公表

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の事業計画の変更に係る縦覧

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務公募型企画提案の実施

津都市計画公園事業の変更認可

津都市計画公園事業の変更認可に係る図書の縦覧

津都市計画公園事業の変更認可

津都市計画公園事業の変更認可に係る図書の縦覧

津市上下水道事業管理規程

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市上下水道事業公告

津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津市消防本部訓令

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

津市公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第1号

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員定数条例（平成25年津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「1,573人」を「1,581人」に改め、同条第3号中「359人」を「351人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第2号

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市青山高原保健休養地管理基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第3号

津市青山高原保健休養地管理基金条例を廃止する条例

津市青山高原保健休養地管理基金条例（平成18年津市条例第64号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第4号

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市会館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 会館に次の別館を設置する。

区分	名称	位置
津市津西会館	津市津西ふれあい会館	津市観音寺町1005番地24
津市豊が丘会館	津市豊が丘おおぞら会館	津市豊が丘二丁目47番11号

別表第4中「津市豊が丘おおぞら会館」を「津市津西ふれあい会館及び津市豊が丘おおぞら会館」に改める。

附 則

- この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 津市津西ふれあい会館の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例及び津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第5号

津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例及び津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

(津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条中「前条各号に掲げる施設」の次に「（以下「老人福祉センター等」という。）」を加え、第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第1項中「津市香良洲老人福祉センター及び津市香良洲多目的ホール」を「老人福祉センター等」に改める。

(津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第5条第2項及び第3項を削る。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「、津市一志デイサービスセンター（福祉浴に係る施設に限る。）」を削る。

第9条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 施設の部やすらぎの湯の項の次に次のように加え、同表を別表とする。

福祉浴	個人使用	1 回につき	3 0 0
-----	------	--------	-------

(津市白山保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

第 3 条 津市白山保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 1 6 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市白山保健センターの項中「津市白山保健福祉センター内」を削る。

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第6号

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成26年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表津市波瀬保育園の項及び津市太郎生保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第7号

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市
条例第128号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市美杉高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例

第1条中「高齢者生活福祉センター」を「美杉高齢者生活福祉センター」に
改める。

第3条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 津市美杉高齢者生活福祉センター
- (2) 位置 津市美杉町奥津929番地

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第8号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表阿漕C住宅の項中「4」を「3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第9号

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第218号）の一部を次のように改正する。

別表第1 フェニックス通り駐車場の項を次のように改める。

フェニックス 通り駐車場	午前0時から 翌日の午前0 時まで	30分まで	無料
		30分を超え 6時間まで	30分を超えた部分について30分までごとに100円
		6時間を超え 24時間まで	1,100円に6時間を超えた部分について30分までごとに50円を加算した額（その額が1,200円を超えるときは、1,200円）
	24時間を超える利用	1,200円に24時間ごとに1,200円又は上記区分により算出した額のいずれか低い額を加算した額	
定期駐車	1箇月当たり	12,600円	

別表第1備考中「料金（）」の次に「フェニックス通り駐車場、」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定（フェニックス通り駐車場の定期駐車に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の徴収に係る駐車料金について適用し、施行日前の徴収に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に入場し、施行日以後に出場するフェニックス通り駐車場の使用について、改正後の別表第1により算出した額が改正前の別表第1により算出した額（以下「改正前の額」という。）を超える場合の当該使用に係る駐車料金は、前項の規定にかかわらず、改正前の額とする。
- 4 改正後の別表第1の規定（フェニックス通り駐車場の定期駐車に係る部分に限る。）は、施行日以後の定期駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の定期駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第10号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第43号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第11号

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成28年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

青葉台共同汚水処理施設	津市青葉台一丁目 9番地14	青葉台一丁目、青葉台二丁目（青葉台）
-------------	-------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第12号

津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

津市消防団員等公務災害補償条例（平成18年津市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条」を「第45条」に改める。

第2条中「若しくは第2項」の次に「（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）」を加え、「第36条」を「第30条の2及び第36条第8項」に、「第17条」を「第24条」に改める。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第13号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第25条」の次に「及び第25条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条中「63万円」を「65万円」に改める。

第16条の2中「第25条」の次に「及び第25条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第25条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「同項」を「第1項」に、「63万円」を「65万円」に改め、「17万円」との次に「、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第20条第2項及び第3項」と」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「第1項」に、「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」と、前項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第16条の5第2項及び第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第25条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第25条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第4項に規定する場合を除き、第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の5又は第16条の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第16条の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第25条第1項各号に規定する場合に応じて、それぞれ、同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等

賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の5又は第16条の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第16条の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津州市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第14号

津州市税条例の一部を改正する条例

津州市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15

条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第22条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第26条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第7号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

第10号様式（その1）中

「	住所		「	住所
	氏名	㊟		氏名
世帯主	個人番号	を	世帯主	個人番号
	電話	」		電話
				」

に改め、同様式に次のように加える。

※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（その1）を第10号様式とする。

第10号様式（その2）を削る。

第11号様式中

「	住所		「	住所
	氏名	㊟		氏名
世帯主	個人番号	を	世帯主	個人番号
	電話	」		電話
				」

に改め、同様式に次のように加える。

※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第12号様式中

「	住所		「	住所
	氏名	㊟		氏名
世帯主	個人番号	を	世帯主	個人番号
	電話	」		電話
				」

に改め、同様式に次のように加える。

※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式 (第26条関係)

国民健康保険高額療養費支給申請書

住所

世帯主氏名

被保険者証番号	
支給予定額	
診療年月	

自己負担限度額		所得区分・課税状況	
---------	--	-----------	--

支払区分	既発生額	今回支給額

<世帯の受診内容>

受診 番号	受診者氏名 (療養を受けた者)		生年月日		入院 外来	給付種別		診療機関名	
	受診者個人番号		性別	給付割合		日数	保険医療費	計算対象額	一部負担金

三重県津市長宛

上記のとおり医療費を支払いましたので高額療養費の支給申請をします。

年 月 日

世 帯 主	被保険者証番号								
	個人番号								
	住所								
	フリガナ				電 話				
振 込 先	金融機関名		支 店 名		口 座 番 号				
	銀行	本店	普通						
	金庫	支店	当座						
	農協	出張所	貯蓄						
口座名義人 (カタカナで記入してください。)									

委任状		年 月 日
上記申請の高額療養費の受領を上記口座名義人に委任します。		
委任者	住所	
(世帯主)	氏名	⑧

※ 世帯主以外の口座にお振込みする場合のみ「委任状」への記入・押印が必要です。
 ※ 世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第13号様式の2中

「世帯主氏名 _____ ⑩」を
「世帯主氏名 _____」に、
「 _____ 住 所 _____
代理人 氏 名 _____ ⑩」を
「 _____ 住 所 _____
代理人 氏 名 _____」に改め、同

様式に次のように加える。

※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第15号様式中

「 _____ 住 所 _____ 「 _____ 住 所 _____
世帯主 氏 名 _____ ⑩ を 世帯主 氏 名 _____
電 話 _____ 」 電 話 _____ 」

に改め、同様式に次のように加える。

※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第16号様式中

「 _____ 住 所 _____
葬祭を行う者 氏 名 _____ ⑩ を _____
電 話 _____ 」

「 _____ 住 所 _____
葬祭を行う者 氏 名 _____ に改め、同様式に次のように加え
電 話 _____ 」

る。

※ 委任状の欄の申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第17号様式から第19号様式までを次のように改める。

第17号様式（第30条関係）

年度 国民健康保険料 納入通知書 兼 変更通知書 兼 特別徴収決定通知書

--

次のとおり保険料を決定（変更）しましたので通知します。

年 月 日

三重県津市長 （氏 名）

印

問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
対象年金受給額	

各期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに納めてください。

※問い合わせ先

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

		通知書番号					
		基礎分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	基礎分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)
基準総所得金額							
A 所得割額							
B 均等割額							
C 平等割額							
① = A + B + C							
軽減判定総所得							
軽減額	区分						
	D均等割額						
	E平等割額						
F 限度超過額							
②=①-D-E-F算出額							
G 減免額							
③月割増減額							
④ 賦課額		①	②	③	①	②	③
⑤非自発的失業軽減額							
変更の理由							

※ 本算定及び新規加入の場合は、変更前はありませんので0円又は空欄となります。

※ 納めていただく保険料は「④ 賦課額」欄 ①+②+③の合計額となります。

被保険者別賦課対象月一覧

通 知 書 番 号

--

被保険者氏名	基礎分・後期支援金分												介護納付金分											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ *が示されている月が賦課対象となります。
R印が示されている月は非自発的失業による軽減対象期間となります。

国民健康保険料の期別賦課額

基礎分		後期支援金分	介護納付金分	合計		通知書番号	
						記号番号	
期別(月別)	納期限		変更前	変更後	納付済額	差引納付額	
普通徴収							
特別徴収	4月						当年度分
	6月						
	8月						
	10月						
	12月						
特別徴収	2月						仮翌年度分
	4月						
	6月						
	8月						

特別徴収
↓
年金天引き

※ 本算定及び新規加入の場合は、変更前はありませんので0円又は空欄となります。※本通知書で納付していただく金額は、普通徴収の差額納付額です。

保 険 料 の お 知 ら せ

1. 賦課の根拠及び納付義務者

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主（世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員のだれかが加入していればその世帯主）に課せられます。

2. 保険料算出について

$$\text{国民健康保険料} = (1)\text{基礎賦課額} + (2)\text{後期高齢者支援金等賦課額} + (3)\text{介護納付金賦課額}$$

(1) 基礎賦課額 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

(2) 後期高齢者支援金等賦課額 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

(3) 介護納付金賦課額※2 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

※1 所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額（津市国民健康保険条例第11条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等）×所得割料率

世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、合算した額となります。

※2 介護納付金賦課額

介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する場合に賦課します。

賦課限度額（ 万円） = 基礎賦課額限度額（ 万円） + 後期高齢者支援金等賦課限度額（ 万円） + 介護納付金賦課限度額（ 万円）

3. 不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。

すが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

4. 滞納した場合

(1) 延滞金

納期限後にその保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、保険料額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、その金額につき年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額を加算して納付しなければなりません。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料80円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

■ 国民健康保険料の料率等

国民健康保険料は、基礎分・後期分・介護分をそれぞれの対象者ごとに下記に記載した3項目によって算出し、この合計額を各世帯で負担していただきます。

区分	基礎分	後期分	介護分	内 容
所得割率	%	%	%	基準総所得金額に対する所得割料率
均等割額	円	円	円	被保険者1人につきかかる額
平等割額	円	円	円	1世帯につきかかる額

納付書兼領収済通知書



賦課年度		対象年度		科目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID 市町村	督促手数料	延滞金
	□□□	□□□□□□□

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

納付額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計		円

CSV収納用

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

納付書



通知書番号	
連番	
納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	円
備考	円

上記のとおり納付します。

領収日付印

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

領収証書



通知書番号	
連番	
納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	円
備考	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納付者保管) (収入印紙不要)

第18号様式（第30条関係）

年度 国民健康保険料 納入通知書 兼 変更通知書 兼 特別徴収決定通知書



次のとおり保険料を決定（変更）しましたので通知します。

年 月 日

年 月 日

三重県津市長 （氏 名）

印

問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

振替口座（振替方法： ）	
金融機関コード	
金融機関名	
口座名義人	
預金種別	
口座番号	

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
対象年金受給額	

※ 口座振替又は特別徴収の方

保険料の納付方法は、普通徴収分は依頼のありました金融機関の預金口座からの振替納付となります。振替は、各納期限に行います（全期前納の場合は第1期納期限日となります。）ので、預金残高にご注意ください。通帳記帳により領収書に代えます。

また、特別徴収分はあなたの年金から天引き納付となります。

※問い合わせ先

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

		通知書番号					
		基礎分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	基礎分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)
基準総所得金額							
A 所得割額							
B 均等割額							
C 平等割額							
① = A + B + C							
軽減判定総所得							
軽減額	区分						
	D均等割額						
	E平等割額						
F 限度超過額							
②=①-D-E-F算出額							
G 減免額							
③月割増減額							
④ 賦課額		①	②	③	①	②	③
⑤非自発的失業軽減額							
変更の理由							

※ 本算定及び新規加入の場合は、変更前はありませんので0円又は空欄となります。

※ 納めていただく保険料は「④ 賦課額」欄 ①+②+③の合計額となります。

被保険者別賦課対象月一覧

通知書番号

	基礎分・後期支援金分												介護納付金分											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
被保険者氏名	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

※ *が示されている月が賦課対象となります。
R印が示されている月は非自発的失業による軽減対象期間となります。

国民健康保険料の期別賦課額

基礎分		後期支援金分	介護納付金分	合計		通知書番号	
						記号番号	
期別(月別)	納期限		変更前	変更後	納付済額	差引納付額	
普通徴収							
特別徴収	4月						当年度分
	6月						
	8月						
	10月						
	12月						
特別徴収	2月						仮翌年度分
	4月						
	6月						
	8月						

特別徴収
↓
年金天引き

※ 本算定及び新規加入の場合は、変更前はありませんので0円又は空欄となります。※本通知書で納付していただく金額は、普通徴収の差額納付額です。

保 険 料 の お 知 ら せ

1. 賦課の根拠及び納付義務者

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主（世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員のだれかが加入していればその世帯主）に課せられます。

2. 保険料算出について

$$\text{国民健康保険料} = (1)\text{基礎賦課額} + (2)\text{後期高齢者支援金等賦課額} + (3)\text{介護納付金賦課額}$$

(1) 基礎賦課額 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

(2) 後期高齢者支援金等賦課額 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

(3) 介護納付金賦課額※2 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

※1 所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額（津市国民健康保険条例第11条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等）×所得割料率

世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、合算した額となります。

※2 介護納付金賦課額

介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する場合に賦課します。

賦課限度額（ 万円） = 基礎賦課額限度額（ 万円） + 後期高齢者支援金等賦課限度額（ 万円） + 介護納付金賦課限度額（ 万円）

3. 不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。

すが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

4. 滞納した場合

(1) 延滞金

納期限後にその保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、保険料額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、その金額につき年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額を加算して納付しなければなりません。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料80円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

■ 国民健康保険料の料率等

国民健康保険料は、基礎分・後期分・介護分をそれぞれの対象者ごとに下記に記載した3項目によって算出し、この合計額を各世帯で負担していただきます。

区分	基礎分	後期分	介護分	内 容
所得割率	%	%	%	基準総所得金額に対する所得割料率
均等割額	円	円	円	被保険者1人につきかかる額
平等割額	円	円	円	1世帯につきかかる額

第19号様式（第30条関係）

年度 国民健康保険料 納入通知書 兼 変更通知書

--

次のとおり保険料を決定（変更）しましたので通知します。

年 月 日

三重県津市長 （氏 名）

印

問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

賦課額	円
納期到来額	円
納付額	円

※問い合わせ先

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

		通知書番号					
		基礎分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	基礎分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)
基準総所得金額							
A 所得割額							
B 均等割額							
C 平等割額							
① = A + B + C							
軽減判定総所得							
軽減額	区分						
	D 均等割額						
	E 平等割額						
F 限度超過額							
② = ① - D - E - F算出額							
G 減免額							
③ 月割増減額							
④ 賦課額		①	②	③	①	②	③
⑤ 非自発的失業軽減額							
変更の理由							

※ 本算定及び新規加入の場合は、変更前はありませんので0円又は空欄となります。

※ 納めていただく保険料は「④ 賦課額」欄 ①+②+③の合計額となります。

被保険者別賦課対象月一覧

通知書番号

--

	基礎分・後期支援金分												介護納付金分												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
被保険者氏名	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

※ *が示されている月が賦課対象となります。
 R印が示されている月は非自発的失業による軽減対象期間となります。

納付書兼領収済通知書



賦課年度		対象年度		科目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID 市町村	督促手数料	延滞金
	□□□	□□□□□□□

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

納付額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計		円

CSV収納用

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

納付書



通知書番号	
連番	
納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	円
備考	円

上記のとおり納付します。

領収日付印

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

領収証書



通知書番号	
連番	
納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	円
備考	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納付者保管) (収入印紙不要)

保 険 料 の お 知 ら せ

1. 賦課の根拠及び納付義務者

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主（世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員のだれかが加入していればその世帯主）に課せられます。

2. 保険料算出について

$$\text{国民健康保険料} = (1)\text{基礎賦課額} + (2)\text{後期高齢者支援金等賦課額} + (3)\text{介護納付金賦課額}$$

(1) 基礎賦課額 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

(2) 後期高齢者支援金等賦課額 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

(3) 介護納付金賦課額※2 = 所得割額※1 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額

※1 所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額（津市国民健康保険条例第11条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等）×所得割料率

世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、合算した額となります。

※2 介護納付金賦課額

介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する場合に賦課します。

3. 不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

4. 滞納した場合

(1) 延滞金

納期限後にその保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、保険料額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、その金額につき年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額を加算して納付しなければなりません。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料80円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

第 2 1 号様式を次のように改める。

第21号様式（第33条関係）

(表)

<div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">(住所)</p> <p style="text-align: center;">(氏名)様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">お問い合わせ番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">(住所)</p> <p style="text-align: center;">津市 (名称)部 (名称)課</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> </div>	<div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"> 督 津市 公 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">ID 市町村 督促手数料 延滞金</p> <p style="margin: 0; font-size: small;">手書き欄に記入する際は、枠の中に入れていねいに記入してください。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(氏名)様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">賦課年度</td> <td style="width: 20%;">対象年度</td> <td style="width: 20%;">科目</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td>連番</td> <td>期別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td colspan="2">督促手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2">合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付指定期限</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; height: 100px;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">CVS取納用</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記のとおり領収しましたので通知します。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">領収日付印</div> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">(三重県津市/CVS本部保管) 三重県津市</p> </div>	賦課年度	対象年度	科目		通知書番号	連番	期別		納付額	督促手数料		円	延滞金	合計		円	納付指定期限				備考				<div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"> 督 津市 公 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">(氏名)様</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>督促手数料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納付指定期限</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">納付前に切り取り取らないでください。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">領収日付印</div> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">(取扱金融機関/CVS本部保管) 三重県津市</p> </div>	通知書番号		納付額	円	督促手数料	円	延滞金	円	合計	円	納付指定期限		備考		<div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"> 督 津市 公 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">(氏名)様</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>納付額</td><td></td></tr> <tr><td>督促手数料</td><td></td></tr> <tr><td>延滞金</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td></tr> <tr><td>納付指定期限</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">納付前に切り取り取らないでください。</p> <p style="margin-top: 10px;">本状は、現在、</p> <p style="margin-top: 5px;">作成したものです。既に納付済のときは、行き違いですのであしからずご了承ください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">津市長 (氏名)</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">あなたが納付しなければならない上記未納金額は、すでに納期限が過ぎており、すでに納付されておられません。このままですと延滞金が加算されたり、滞納処分を受けることになりますので、至急納付期限までに取めてください。</p> <p style="margin-top: 10px;">上記のとおり領収いたしました。</p> <p style="margin-top: 10px;">領収証書は大切に保存してください。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">領収日付印</div> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">取入印紙不要 三重県津市 (納付者保管)</p> </div>	通知書番号		納付額		督促手数料		延滞金		合計		納付指定期限		備考	
賦課年度	対象年度	科目																																																					
通知書番号	連番	期別																																																					
納付額	督促手数料		円																																																				
延滞金	合計		円																																																				
納付指定期限																																																							
備考																																																							
通知書番号																																																							
納付額	円																																																						
督促手数料	円																																																						
延滞金	円																																																						
合計	円																																																						
納付指定期限																																																							
備考																																																							
通知書番号																																																							
納付額																																																							
督促手数料																																																							
延滞金																																																							
合計																																																							
納付指定期限																																																							
備考																																																							

両側をゆっくりはがしてご覧ください。ご案内は内側にあります。

親展

(裏)

	納付場所	<p>(延滞金)</p> <p>納期限後にその保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、保険料額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、その金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>(滞納処分)</p> <p>督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。</p> <p>(不服がある場合)</p> <p>この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。</p>
--	------	---

第 3 3 号様式その 1 中

「世帯主氏名 ⑩」を「世帯主氏名 ⑩」に、

「

(フリガナ)
氏 名 ⑩

」

を

「

(フリガナ)
氏 名

」

に改め、同様式に次

のように加える。

※ 受取代理人の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 2 2 日から施行する。

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第8号

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成18年津市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第8号中「、市民税課税証明書」を削り、「、車検用納税証明書及び車検用非課税証明書」を「及び軽自動車税種別割納税証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月22日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 号中「1 0」を「8」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 一の年度に係る証明書であっても、納税義務者の数ごとに 1 枚として計算する。

別記 4 6 の項を次のように改める。

4 6	削除	
-----	----	--

第 5 号様式その 1 及び第 5 号様式その 2 を次のように改める。

第5号様式その1 (第21条関係)

(表)

(住 所)
(氏 名)

裏面の納付場所にて、納付してください。

お問い合わせ番号

年 月 日

津市長 (氏 名) (公印省略)

年度	税目	通知書番号	連番

期別	
納付指定期限	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

納付書兼領収済通知書 ㊤

(氏 名) 様

賦課年度	課税年度	税目	通知書番号
連番	期別	納付指定期限	

1 D市町村 督促手数料 延滞金

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS収納用

領収日付印

上記のとおり領収しましたので通知します。

(津市/コンビニ本部保管)

納付書 ㊤

(氏 名) 様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付指定期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

領収証書 ㊤

(氏 名) 様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付指定期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

(納税者保管) (収入印紙不要)

(裏)

納付場所

第 5 号様式その 2 (第 2 1 条関係)

(表)



(住所)
(氏名)

様

親展

〒

(住所)
津市 (名称) 部 (名称) 課
電話番号

納付場所

科目	賦課年度	対象年度	期別	連番	督促 円	督促 円	延滞金 円
計					円	円	円
合計							円

年 月 日

津市長 (氏名)
(公印省略)

納付指定期限

この明細は、現在で作成したものです。既に納付済みのときは、行き違いですのであしからず御了承ください。津市 (名称) 部 (名称) 課 電話番号	領 収 日 付 印		領 上 記 の と お り の 印 を お し た り ま し た 。
---	-----------------------	--	--

(納付者用)

ID	市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

市町村	督促手数料	延滞金

納付書兼納付済通知書

合 計	円	督 促 円	延 滞 金 円
領 収 合 計 金 額			円

上記金額を領収しましたから通知します。

納付指定期限

納付指定期限を過ぎますとこの通知書は使用できません。津市 (名称) 部 (名称) 課 金融機関→津市	領 収 日 付 印
--	-----------------------

(裏)

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

第5号様式その3を削る。

第7号様式に次のように加える。

※ 相続人の代表者及び相続人（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第17号様式に次のように加える。

※ 申請者及び所有者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第24号様式、第28号様式、第31号様式及び第31号様式の5に次のように加える。

※ 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第32号様式に次のように加える。

※ 申請人（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第33号様式その1を次のように改める。

第33号様式（第21条関係）

(1)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

過誤納金充当通知書

過誤納整理番号

別紙充当明細書のとおりに充当しましたので通知します。

教 示

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

津市 (名称) 部 (名称) 課
電話番号

第33号様式その2を削る。

第37号様式その1から第38号様式その3までを次のように改める。

第37号様式その1 (第21条関係)

納 税 証 明 書

納税義務者	氏名 (名称)	
	住所 (所在)	

年度	税 目	納付すべき税額	納 付 済 税 額	未 納 額	納 期 未 到 来 額	備 考
摘 要						

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

第37号様式その2（第21条関係）

軽自動車税種別割納税証明書（継続検査用）

証 明 書 番 号		号
納 税 義 務 者	氏 名 (名 称)	
	住 所	
車 両 番 号		
納 付 済 年 月 日		年 月 日
こ の 証 明 書 の 有 効 期 限		年 月 日
備 考		

上記のとおり証明する。

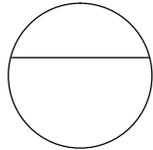
年 月 日

津市長（氏 名）印

（注意）

- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
- 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
- 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されています。
- 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

第37号様式その3 (第21条関係)



(住所)

(氏名)

軽自動車税種別割納税証明書 (継続検査用)

(住所)
津市 (名称) 部 (名称) 課
電話番号

軽自動車税種別割納税証明書 (継続検査用)

(注) 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。

通知書番号

納税義務者	住所	
	氏名	
車両番号		

納税済年月日	年 月 日
この証明書の有効期限	年 月 日

上記の車両については滞納がないことを証明する。

年 月 日
津市長 (氏名) 印

第38号様式その1 (第21条関係)



(住所)
(氏名) 様

親展

〒
(住所)
津市(名称)部(名称)課
電話番号

納付場所

(表)

様					
科目	賦課年度	対象年度	期別	督促	延滞金
通知書番号		連番		円	円
計				円	円
合計					円

年 月 日

津市長 (氏名)
(公印省略)

納付指定期限

この明細は、現在で作成したものです。既に納付済みのおときは、行き違いですのであしからず御了承ください。
津市(名称)部(名称)課
電話番号

領収日付印		領上 記の ま と お り。
-------	--	-------------------------------

(納付者用)

ID	市町村	督促手数料	延滞金

納付書兼納付済通知書

合計	円	督促円	延滞金円
領収合計金額			円

上記金額を領収しましたから通知します。

納付指定期限

領収日付印

津市(名称)部(名称)課
金融機関→津市

(裏)

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

滞納処分

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

不服がある場合

この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第38号様式その2（第21条関係）

(所在地) (名称)

法人市民税督促状

左記の税金が未納となっておりますので、同封の納付書にて至急納付してください。

年 月 日

津市長 (氏名) 印

本状は、納期限までに納めていただけなかった方に送付したものです。本状到着の際、すでに納付済みの場合は行き違いにつき御承ください。

課税年度	
事業年度 開始日	
事業年度 終了日	
宛名番号	
申告区分	
法定納期限	
法人税割額	円
均等割額	円
延滞金	地方税法所定の金額
督促手数料	円

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）を乗じて計算した金額が加算されます。

滞納処分

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

不服がある場合

この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

(住所)

津市(名称)部(名称)課

電話番号

第38号様式その3 (第21条関係)

(表)

<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> </div> <p style="text-align: center;">(住 所)</p> <p style="text-align: center;">(氏 名)</p> <p style="text-align: center;">お問い合わせ番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">(住所)</p> <p style="text-align: center;">津市 (名称) 部 (名称) 課</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 30px;"> <p>親 展</p> </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 督 納付書兼納付済通知書 公 </div> <p style="text-align: center;">(氏 名) 様</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">ID</td> <td style="font-size: 8px;">市町村</td> <td style="font-size: 8px;">督促手数料</td> <td style="font-size: 8px;">延滞金</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 15%; height: 15px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 15%; height: 15px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 15%; height: 15px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 15%; height: 15px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">賦課年度</td> <td style="width: 15%;">課税年度</td> <td style="width: 15%;">税目</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td>連番</td> <td>期別</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>督促手数料</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>合計</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付指定期限</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: 8px;">CVS 収納用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>領収日付印</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">上記を領収しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">(三重県津市 / CVS 本部保管) 三重県津市</p>	ID	市町村	督促手数料	延滞金					賦課年度	課税年度	税目				通知書番号	連番	期別				税額	円	督促手数料				延滞金		合計	円			納付指定期限						備考						<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 督 納付書 公 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(氏 名) 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">通知書番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付指定期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">津市 (名称) 部 (名称) 課 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>領収日付印</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">(取扱金融機関 / CVS 店舗保管) 三重県津市</p>	(氏 名) 様		通知書番号		税額	円	督促手数料	円	延滞金	円	合計	円	納付指定期限		備考		<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 督 督促状兼領収証書 公 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(氏 名) 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">通知書番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付指定金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">年 月 日 津市長 (氏 名) 印</p> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">上記のとおり 領収いたしました。</p> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">領収書は大切に 保管して下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>領収日付印</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">収入印紙不要 三重県津市 (納税者保管)</p>	(氏 名) 様		通知書番号		税額		督促手数料		延滞金		合計		納付指定金額		備考	
ID	市町村	督促手数料	延滞金																																																																												
賦課年度	課税年度	税目																																																																													
通知書番号	連番	期別																																																																													
税額	円	督促手数料																																																																													
延滞金		合計	円																																																																												
納付指定期限																																																																															
備考																																																																															
(氏 名) 様																																																																															
通知書番号																																																																															
税額	円																																																																														
督促手数料	円																																																																														
延滞金	円																																																																														
合計	円																																																																														
納付指定期限																																																																															
備考																																																																															
(氏 名) 様																																																																															
通知書番号																																																																															
税額																																																																															
督促手数料																																																																															
延滞金																																																																															
合計																																																																															
納付指定金額																																																																															
備考																																																																															

(裏)

	納付場所	<p>延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。</p> <p>滞納処分 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。</p> <p>不服がある場合 この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。 また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。</p>
--	------	--

第 3 9 号様式中

「※納税管理人が市内に住所を有する場合は、申告書に○をしてください。

納税管理人が市外に住所を有する場合は、承認申請書に○をしてください。」

を

「※ 納税管理人が市内に住所を有する場合は、申告書に○をしてください。

納税管理人が市外に住所を有する場合は、承認申請書に○をしてください。」

※ 納税義務者及び納税管理人（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

第 4 2 号様式に次のように加える。

※ 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 4 3 号様式その 1 から第 4 3 号様式その 5 までを次のように改める。

第43号様式その1（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書

(住所)
(氏名)

お問い合わせ番号

年 月 日

津市長 (氏名) 印

下記のとおり税額を決定しましたので通知します。

普通徴収で徴収する額については下記の各期別ごとの納付税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

期別	納期限	年		年		年		年		全期						
		第1期	月	日	第2期	月	日	第3期	月	日	第4期	月	日	全期	月	日
普通徴収税額(円)																
充 当 額(円)																
納 付 税 額(円)																

(2)

課税の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条、三重県県税条例第19条、津州市税条例第23条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条並びにみえ森と緑の県民税条例第2条の規定により、本年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	
均等割の金額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%	%
				上場株式等譲渡所得	%	%

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

市民税・県民税 課税の基礎 その1

所得金額等 (円)	営業所得	農業所得	不動産所得	利子・国外配当所得等	一般配当所得等	一時所得
	総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	雑所得 (一般分)	公的年金等の収入	雑所得 (年金分)	変動・臨時所得
	給与収入	専従給与収入	特定支出の額	所得金額調整控除額	給与所得 (所得金額調整控除後)	繰越損失 (合計)
	分離短期譲渡所得	分離長期譲渡所得	特別控除	株式等の譲渡所得等	分離配当所得 先物取引所得	山林所得 (特別控除後)
	上段は軽減分		上段は特定分+軽減分		総所得金額	合計所得金額
所得控除額 (円)	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
	障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	所得控除額計
控除対象項目	控除対象配偶者	扶養親族	本人を除く障害者	本人障害	本人該当	16歳未満扶養親族
	有 老人 特定 同居老親等 老人 その他 同居特障 特別障害 その他障害			特別障害 その他障害 寡婦	ひとり親 勤労学生	入
			控除対象外項目	課税計算の特例	肉用牛売却所得	

課税の基礎 その2

市民税・県民税 課税計算の流れ

課税標準額			
課税標準額	区分	市民税分 (円)	県民税分 (円)
税額控除等			
	所得割額		
	均等割額		

総所得金額	所得控除額	課税標準額	× 市民税税率(6%)	× 県民税税率(4%)
		(1,000円未満切捨て)		

総所得分所得割額	分離分所得控除額	税額控除額
市民税	市民税	市民税
県民税	県民税	県民税
差引所得割額	均等割額	合計
市民税	市民税	市民税
県民税	県民税	県民税
(100円未満切捨て)		

合計年税額	給与特別徴収税額 (円)	
	年金特別徴収税額 (円)	
	普通徴収税額 (円)	
	充当額 (円)	
	充当後納付税額 (円)	
	控除不足額 (円)	

(5)

公的年金からの特別徴収について

--	--

年金からの特別徴収は以下の公的年金から特別徴収されます。

支払者名称			
公的年金種類			
公的年金の金額		円	法人番号

年度年金特別徴収税額

年金特別徴収税額				
①				
仮徴収税額	4月			
	6月			
	8月			
	仮徴収税額計			
②				
年金特別徴収税額 －仮徴収税額①－②				
本徴収税額	10月			
	12月			
	2月			

あなたが引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、翌年8月まで以下の金額を仮徴収します。

年度年金特別徴収税額

		月別	金額(円)		
仮徴収	4月				
	6月				
	8月				

仮徴収税額が年金特徴収税額を上回ったため納めすぎとなった場合は還付を行います。

(6)

納付書兼領収済通知書 (全期) ㊟

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

税額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計		円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印
全

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印
全

(納税者保管) (収入印紙不要)

(7)

納付書兼領収済通知書 (1期) ㊟

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

1

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

1

(納税者保管) (収入印紙不要)

(8)

納付書兼領収済通知書 (2期) ㊟

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

2

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

2

(納税者保管) (収入印紙不要)

(9)

納付書兼領収済通知書 (3期) ㊟

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

3

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

上記金額を領収しました。

領収日付印

3

(納税者保管) (収入印紙不要)

(10)

納付書兼領収済通知書 (4期) ㊟

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

4

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

上記金額を領収しました。

領収日付印

4

(納税者保管) (収入印紙不要)

この領収書は

市民税・県民税
期分

の領収書です。

この納付書は

市民税・県民税
期分

の納付書です。
納期を御確認の上、
納付してください。

納付場所

津市（名称）部（名称）課
電話番号

第43号様式その2（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税納税通知書（税額決定・変更通知書）

(住所) (氏名)

お問い合わせ番号

年 月 日

津市長（氏名） 印

記載のとおり、市民税・県民税の普通徴収税額が変更となりましたので通知します。

期別	納期限	年		年		年		年		随時1	年		随時2	年		
		第1期	月 日	第2期	月 日	第3期	月 日	第4期	月 日		月 日	月 日				
期別税額変更後①(円)																
充当額②(円)																
納付済額③(円)																
納付税額①-②-③(円)																

(2)

課税の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条、三重県県税条例第19条、津市市税条例第23条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条並びにみえ森と緑の県民税条例第2条の規定により、本年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	
均等割の金額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%	%
所得割（総所得）	%	%		分離長期譲渡所得	%	%
				上場株式等譲渡所得	%	%

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3)

市民税・県民税 各徴収区分ごとの税額変更内容

普通徴収税額	各期	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)	年金特別徴収税額	月別			
	第1					仮徴収	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
	第2				本徴収	年4月			
	第3					年6月			
	第4					年8月			
	随時					年10月			
	過年度					年12月			
	合計					合計			

給与特別徴収税額	月別	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
	年6月			
	年7月			
	年8月			
	年9月			
	年10月			
	年11月			
	年12月			
	年1月			
	年2月			
	年3月			
	年4月			
	年5月			
	合計			

年度仮徴収税額

4月			
6月			
8月			
合計			

(4)

市民税・県民税 課税の基礎 その1

	区分	変更前(円)	変更後(円)
所得金額等 (総合課税分)			
総所得金額			
分離課税分			
合計所得金額			

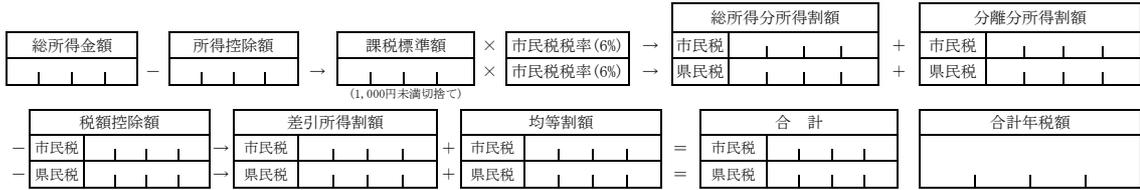
	区分	変更前(円)	変更後(円)
所得控除額			
合計			
16歳未満の 扶養親族	変更前		
	人		人
区分		変更前(円)	変更後(円)
課税標準額			

(5)

市民税・県民税 課税の基礎 その2

区 分	変更前(円)		変更後(円)		年 税 額	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
	市民税分	県民税分	市民税分	県民税分				
算出税額					給 与 特別徴収税額			
					年 金 特別徴収税額			
税額控除等					普通徴収税額			
					控除不足額			
所得割額								
均等割額								

市民税・県民税 課税計算の流れ



(6)

納付書兼領収済通知書(随期) ㊟

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏 名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納 期 限			

ID 市町村		督促手数料		延 滞 金	

税 額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合 計		円

CVS収納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領 取 日 付 印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏 名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領 取 日 付 印
随

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏 名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領 取 日 付 印
随

(納税者保管) (収入印紙不要)

(7)

納付書兼領収済通知書 (1期) ㊟

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

1

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

1

(納税者保管) (収入印紙不要)

(8)

納付書兼領収済通知書 (2期) ㊟

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

2

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

2

(納税者保管) (収入印紙不要)

(9)

納付書兼領収済通知書 (3期) ㊦

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

納付書 ㊦

領収証書 ㊦

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

3

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

上記金額を領収しました。

領収日付印

3

(納税者保管) (収入印紙不要)

(10)

納付書兼領収済通知書 (4期) ㊦

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

納付書 ㊦

領収証書 ㊦

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

(氏名)様

通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

4

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

上記金額を領収しました。

領収日付印

4

(納税者保管) (収入印紙不要)

(1 1)

この領収書は

市民税・県民税
期分

の領収書です。

この納付書は

市民税・県民税
期分

の納付書です。
納期を御確認の上、
納付してください。

納付場所

津市 (名称) 部 (名称) 課
電話番号

第43号様式その3 (第21条関係)

(1)

年度 市民税・県民税納税通知書 (税額決定・変更通知書)

(住所) (氏名)

お問い合わせ番号

年 月 日

津市長 (氏名) 印

あなたの市民税・県民税の普通徴収税額を変更・決定しましたので通知します。
「納付税額」を納期限までに納付してください。

納期限	年	月	日
納付税額	円	円	円

年税額	円	円	円
給与特別徴収税額 (円)			
年金特別徴収税額 (円)			
普通徴収税額 (円)			
普通徴収既課税額 (円)			
充当額 (円)			
差引納付税額 (円)			

(2)

課税の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条、三重県県税条例第19条、津市市税条例第23条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条並びにみえ森と緑の県民税条例第2条の規定により、本年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

市民税・県民税の税率等 (一般的なものに限り掲載しております。)

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	
均等割の金額	円	円	所得割	分離短期譲渡所得	%	%
所得割 (総所得)	%	%		分離長期譲渡所得	%	%
				上場株式等譲渡所得	%	%

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。) に年14.6パーセント (納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合 (当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」といいます。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とします。) を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3)

市民税・県民税 各徴収区分ごとの税額変更内容

(年度分)

各期	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)	年金特別徴収税額	月 別			
					変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)	
普通徴収税額	第 1			仮徴収	年 4 月			
	第 2				年 6 月			
	第 3				年 8 月			
	第 4				年10月			
	随 時				年12月			
	過年度				年 2 月			
	合 計					合 計		

年度仮徴収税額

給与特別徴収税額	月別	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
	年 6 月			
	年 7 月			
	年 8 月			
	年 9 月			
	年10月			
	年11月			
	年12月			
	年 1 月			
	年 2 月			
	年 3 月			
	年 4 月			
	年 5 月			
	合 計			

年度仮徴収税額	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
4 月			
6 月			
8 月			
合 計			

(4)

市民税・県民税 課税の基礎 その1

(年度分)

区分	変更前 (円)	変更後 (円)
所得金額等 (総合課税分)		
総所得金額		
分離課税分		
合計所得金額		

区分	変更前 (円)	変更後 (円)
所得控除額		
合計		
16歳未満の扶養親族	変更前 人	変更後 人
区分	変更前 (円)	変更後 (円)
課税標準額		

(5)

市民税・県民税 課税の基礎 その2

区分	変更前(円)		変更後(円)	
	市民税分	県民税分	市民税分	県民税分
算出税額				
税額控除等				
所得割額				
均等割額				

(年度分)

	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
年税額			
給与特別徴収税額			
年金特別徴収税額			
差引普通徴収税額			
控除不足額			

(6)

納付書兼領収済通知書 (過年度) ㊟

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏 名) 様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

税額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計		円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏 名) 様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印
過

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏 名) 様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印
過

(納税者保管) (収入印紙不要)

(7)

この領収書は

年度以前の
市民税・県民税
(追加課税分)

の領収書です。

この納付書は

年度以前の
市民税・県民税
(追加課税分)

の納付書です。
納期を御確認の上、
納付してください。

納付場所

津市(名称)部(名称)課
電話番号

第43号様式その4（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書

(住 所) (氏 名)

お問い合わせ番号

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

金融機関名	
預金種別・口座番号	
口座名義人	

普通徴収税額については口座振替によって納付されます。
 下記の各期別ごとに記載のある納付税額が口座振替によって納付されます。

期別	振替日 (納期限)	第1期		第2期		第3期		第4期		全期	
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
普通徴収税額(円)											
充 当 額(円)											
納 付 税 額(円)											

(2)

課税の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条、三重県県税条例第19条、津市市税条例第23条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条並びにみえ森と緑の県民税条例第2条の規定により、本年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割の金額	円	円
所得割（総所得）	%	%

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
所得割 分離短期譲渡所得	%	%
分離長期譲渡所得	%	%
上場株式等譲渡所得	%	%

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

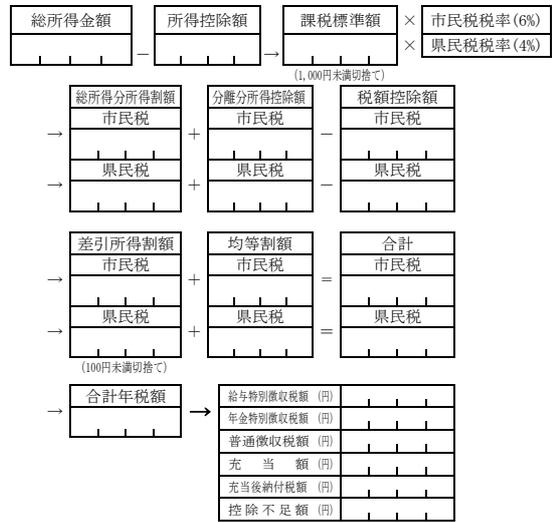
市民税・県民税 課税の基礎 その1

所得金額等(円)	営業所得	農業所得	不動産所得	利子・国外配当所得等	一般配当所得等	一時所得
	総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	雑所得(一般分)	公的年金等の収入	雑所得(年金分)	変動・臨時所得
	給与収入	専従給与収入	特定支出の額	所得金額調整控除額	給与所得(所得金額調整控除後)	繰越損失(合計)
	分離短期譲渡所得	分離長期譲渡所得	特別控除	株式等の譲渡所得等	分離配当所得 先物取引所得	山林所得(特別控除後)
	↑ 上段は軽減分		↑ 上段は特定分+軽減分		総所得金額	合計所得金額
所得控除額(円)	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
	障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	所得控除額計
控除対象項目	控除対象配偶者	扶養親族	本人を除く障害者	本人障害	本人該当	16歳未満扶養親族
	有 老人 特定 同居老親等 老人 その他 同居特障 特別障害 その他障害		特別障害 その他障害	特別障害 その他障害 寡婦	ひとり親 勤労学生	入
			控除対象外項目	課税計算の特例	肉用牛売却所得	

課税の基礎 その2

市民税・県民税 課税計算の流れ

課税標準額			
課税標準額	区分	市民税分(円)	県民税分(円)
税額控除等			
	所得割額		
	均等割額		



公的年金からの特別徴収について

--

(5)

年金からの特別徴収は以下の公的年金から特別徴収されます。

支払者名称			
公的年金種類			
公的年金の金額		円	法人番号

年度年金特別徴収税額

年金特別徴収税額			
①			
仮徴収税額	4月		
	6月		
	8月		
	仮徴収税額計		
②			
年金特別徴収税額 －仮徴収税額①－②			
本徴収税額	10月		
	12月		
	2月		

あなたが引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、翌年8月まで以下の金額を仮徴収します。

年度年金特別徴収税額

月別		金額(円)	
仮徴収	4月		
	6月		
	8月		

仮徴収税額が年金特徴税額を上回ったため納めすぎとなった場合は還付を行います。

第43号様式その5（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税納税通知書（税額決定・変更通知書）

(住 所)
(氏 名)

お問い合わせ番号

年 月 日

津市長（氏 名） 印

金融機関名	
預金種別・口座番号	
口座名義人	

記載のとおり、市民税・県民税の普通徴収税額が変更となりましたので通知します。
下記の各期別ごとに記載のある納付税額が口座振替によって納付されます。

期別	振替日 (納期限)	年			年			年			年		
		第1期	第2期	第3期	第4期	第1期	第2期	第3期	第4期	第1期	第2期	第3期	第4期
期別税額変更後 ① (円)													
充当額 ② (円)													
納付済額 ③ (円)													
納付税額 ①-②-③ (円)													

(2)

課税の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条、三重県県税条例第19条、津州市税条例第23条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条並びにみえ森と緑の県民税条例第2条の規定により、本年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率			
均等割の金額	円	円	所得割	%	%			
所得割（総所得）	%	%				分離短期譲渡所得	%	%
						分離長期譲渡所得	%	%
			上場株式等譲渡所得	%	%			

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3)

市民税・県民税 各徴収区分ごとの税額変更内容

普通徴収税額	各期	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)	年金特別徴収税額	月別	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
	第1						仮徴収 本徴収	年4月	
第2					年6月				
第3					年8月				
第4					年10月				
随時					年12月				
過年度					年2月				
合計					合計				

給与特別徴収税額	月別	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
	年6月			
	年7月			
	年8月			
	年9月			
	年10月			
	年11月			
	年12月			
	年1月			
	年2月			
	年3月			
	年4月			
	年5月			
	合計			

月別	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
4月			
6月			
8月			
合計			

(4)

市民税・県民税 課税の基礎 その1

		区分	変更前(円)	変更後(円)			区分	変更前(円)	変更後(円)
所得金額等 (総合課税分)					所得控除額				
総所得金額					合計				
分離課税分					16歳未満の 扶養親族		変更前	変更後	
							人	人	
合計所得金額					区分		変更前(円)	変更後(円)	
課税標準額									

市民税・県民税 課税の基礎 その2

区 分	変更前(円)		変更後(円)		年 税 額	変更前(円)	変更後(円)	増減額(円)
	市民税分	県民税分	市民税分	県民税分				
算出税額					年 税 額			
					給 与 特別徴収税額			
税額控除等					年 金 特別徴収税額			
					普通徴収税額			
					控除不足額			
所得割額								
均等割額								

市民税・県民税 課税計算の流れ



第44号様式から第46号様式その2までを次のように改める。

第44号様式から第46号様式まで 削除

第47号様式中

(2) 申請の日前1箇年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日		を
---	--	---

(2) 申請の日前1箇年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日		に
---	--	---

※ 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

改める。

第48号様式中

摘要及び連絡事項		を
----------	--	---

摘要及び連絡事項		に
----------	--	---

※ 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

改める。

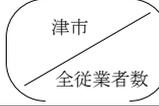
第50号様式及び第51号様式中「㊟」を削る。

第52号様式を次のように改める。

第52号様式（第21条関係）

整理番号	管理番号	申告区分

法人市民税更正・決定通知書

納税義務者	所在地 法人名			
事業年度	年度	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
区分	すでに申告した税額	更正・決定後の税額	増・減(－)	
課税標準となる 法人税額	円	円	/	
分割 基準 	人	人		
課税標準額	円	円		
税率	/100	/100		
外国税額 控除額等	円	円		
法人税割額	円	円		円
均等割額	円	円		円
合計税額	円	円	円	
更正(決定)の理由	<p>上記のとおり地方税法第321条の11の規定により法人市民税を更正・決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">津市長 (氏 名) </p>			

注：1 上記の不足税額に延滞金を加算して納めてください。減額による還付の場合は後日還付通知書を送付します。

2 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第 5 3 号様式中

年度	期分	税 額	円
----	----	-----	---

を

課税年度又は 課税標準の算定期間	期別	税 額	円

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 5 4 号様式中

「※減免を受けようとする事由を証明する書類（雇用保険受給資格者証、預金通帳の写しなど）を必ず添付してください。」

を

「※ 減免を受けようとする事由を証明する書類（雇用保険受給資格者証、預金通帳の写しなど）を必ず添付してください。」

※ 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

第 5 5 号様式その 1 から第 5 6 号様式までを次のように改める。

第55号様式その1 (第21条関係)

(1)

年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

様方 様	<table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 100%;">お問い合わせ番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: left;">固定資産税・都市計画税について下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">津市長 (氏 名) 印</p>	お問い合わせ番号	
お問い合わせ番号			

課税標準額	税目	(1) 土地	(2) 家屋	(3) 償却資産	(4) 合計 (1)+(2)+(3)	(5) 税率
	固定資産税					
都市計画税						%
税額	税目	(7) 算出税額 (4)×(5)	(f) 軽減等税額	(7) 法第352条の2の税額	(a) 法第352条の2の軽減等税額	(d) 合計税額 (7)-(f)+(7)-(a)
	固定資産税					
都市計画税						
年税額						円

	全期分	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納期限					
納付額	円	円	円	円	円

(2)

課税の根拠

固定資産税は、地方税法第342条及び第343条並びに津市市税条例第54条の規定により、土地・家屋・償却資産に対して、その所有者に課せられるものです。また、都市計画税は、地方税法第702条並びに津市市税条例第156条及び第157条の規定により、都市計画区域のうち市街化区域内の土地・家屋に対して、その所有者に課せられるものです。

賦課期日

固定資産税・都市計画税の課税の期日(賦課期日)は、毎年1月1日です。

1月2日以降に土地・家屋を売買、相続、取壊し等されても本年度の納税義務者は変わりません。

税率

固定資産税は %、都市計画税は %になります。

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(3) (4)
 年度 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) 課税明細書

										お問い合わせ番号		
区分	所在地			地積・床面積		固定資産税			都市計画税			
マーク	宅地項目 (住宅率/戸数)		分割 番号	評価額			前年度課税標準額	軽減等税額		前年度課税標準額	軽減等税額	
	家屋番号						今年度課税標準額	参考税額		今年度課税標準額	参考税額	
	市街化	建築年	地目・構造	住宅用地・種類		備考						

(5)

納付書兼領収済通知書 (全期) ㊟

(氏名) 様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID 市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>		

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS 収納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印
<input type="text"/>

(津市/コンビニ本部保管)

納付書 ㊟

領収証書 ㊟

(氏名) 様	
通知書番号	<input type="text"/>
連番	<input type="text"/>
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>

上記のとおり納付します。

領収日付印
<input type="text"/>

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名) 様	
通知書番号	<input type="text"/>
連番	<input type="text"/>
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>

上記金額を領収しました。

領収日付印
<input type="text"/>

(納税者保管) (収入印紙不要)

(6)

納付書兼領収済通知書（1期）

納付書

領収証書

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

1

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

1

(納税者保管) (収入印紙不要)

(7)

納付書兼領収済通知書（2期）

納付書

領収証書

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

2

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

2

(納税者保管) (収入印紙不要)

納付書兼領収済通知書 (3期) ㊦

納付書 ㊦

領収証書 ㊦

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

3

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

3

(納税者保管) (収入印紙不要)

納付書兼領収済通知書 (4期) ㊦

納付書 ㊦

領収証書 ㊦

(氏名)様

賦課年度		課税年度		税目		通知書番号	
連番		期別		納期限			

ID	市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>			

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

CVS取納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市/コンビニ本部保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記のとおり納付します。

領収日付印

4

(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)

(氏名)様	
通知書番号	
連番	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
備考	

上記金額を領収しました。

領収日付印

4

(納税者保管) (収入印紙不要)

この領収書は

年度
固定資産税
都市計画税
期分

の領収証書です。

この納付書は

年度
固定資産税
都市計画税
期分

の納付書です。

納期を御確認の上、
納付してください。

納付場所

津市(名称)部(名称)課
電話番号

第55号様式その2 (第21条関係)

(1)

年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

様方 様	納付書は代表者に 送付しております。
---------	-----------------------

お問い合わせ番号
共有代表者氏名

年 月 日
津市長 (氏 名) 印

課税標準額	税目	(1) 土地	(2) 家屋	(3) 償却資産	(4) 合計 (1)+(2)+(3)	(5) 税率
	固定資産税					
都市計画税						%
税額	税目	(7)算出税額 (4)×(5)	(f)軽減等税額	(g)法第352条の2の税額	(h)法第352条の2の軽減等税額	(d)合計税額(7)-(f)+(g)-(h)
	固定資産税					
都市計画税						
年税額						円

この確定通知書は、共有されている土地・家屋についてその税額をお知らせするものです。

	全期分	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納期限					
納付額	円	円	円	円	円

(2)

課税の根拠

固定資産税は、地方税法第342条及び第343条並びに津市市税条例第54条の規定により、土地・家屋・償却資産に対して、その所有者に課せられるものです。また、都市計画税は、地方税法第702条並びに津市市税条例第156条及び第157条の規定により、都市計画区域のうち市街化区域内の土地・家屋に対して、その所有者に課せられるものです。

賦課期日

固定資産税・都市計画税の課税の期日(賦課期日)は、毎年1月1日です。

1月2日以降に土地・家屋を売買、相続、取壊し等されても本年度の納税義務者は変わりません。

税率

固定資産税は %、都市計画税は %になります。

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分取消の訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

第55号様式その3 (第21条関係)

(1)

年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

様方 様	この納税通知書は口座振替用です。	年 月 日 津市長 (氏 名) 図	
	お問い合わせ番号		
	金融機関名		
	金融機関コード	種別	口座番号
	口座名義人		納付区分

課税標準額	税目	(1) 土地	(2) 家屋	(3) 償却資産	(4) 合計 (1)+(2)+(3)	(5) 税率
	固定資産税					%
	都市計画税					%
税額	税目	(7)算出税額 (4)×(5)	(f)軽減等税額	(g)法第352条の2の税額	(h)法第352条の2の軽減等税額	(d)合計税額(7)-(f)+(g)-(h)
	固定資産税					
	都市計画税					
年税額						円

	全期分	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納期限					
納付額	円	円	円	円	円

(2)

課税の根拠

固定資産税は、地方税法第342条及び第343条並びに津市市税条例第54条の規定により、土地・家屋・償却資産に対して、その所有者に課せられるものです。また、都市計画税は、地方税法第702条並びに津市市税条例第156条及び第157条の規定により、都市計画区域のうち市街化区域内の土地・家屋に対して、その所有者に課せられるものです。

賦課期日

固定資産税・都市計画税の課税の期日(賦課期日)は、毎年1月1日です。

1月2日以降に土地・家屋を売買、相続、取壊し等されても本年度の納税義務者は変わりません。

税率

固定資産税は %、都市計画税は %になります。

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

第56号様式（第21条関係）

様方
様

年度 固定資産税 価格決定（修正）及び税額更正通知書
 （ 年度課税分） 都市計画税

下記のとおり、固定資産税・都市計画税に係わる価格等の決定（修正）及び税額の更正をしたので通知します。

年 月 日

津市長（氏名） 印

津市（名称）部（名称）課
電話番号

1 納付済額及び今後において納付又は還付等すべき税額

(理由)

共有者氏名一覧

区分		年税額	第1期	第2期	第3期	第4期	随時期
更正前	確定金額						
	納付税額						
更正後	A 確定金額						
	B 納付済額						
	C=A-B 納付税額						
	納付税額						

土地：

家屋：

償却資産：

共有者氏名一覧

2 課税標準額及び税額の比較表

区分	土地(a)	家屋(b)	償却資産(c)	合計(a+b+c)	区分	固定資産税(d)	都市計画税(e)	軽減税額(f)		減免税額(g)		A確定金額(d+e-f-g)
								一般	都計	一般	都計	
更正前	課税標準額				税額	一般			固	都		
	都市計画税					区分			固	都		
更正後	課税標準額				税額	一般			固	都		
	都市計画税					区分			固	都		
比較増減	課税標準額				税額	一般			固	都		
	都市計画税					区分			固	都		

3 下記の物件について、課税変更させていただきます。

区分	所在地	付番棟番	分割同棟	現況地目又は家屋の用途	現況地積又は床面積(m ²)	評価額	課税標準額		家屋木非区分	備考
							固定資産税(円)	都市計画税(円)		
変更前										
変更後										
変更前										
変更後										
変更前										
変更後										

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分取消の訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

--	--	--	--

を

土地の所在地番	地積(m ²)	左の内特例の適用を受けなくなった地積(m ²)

※ 納税義務者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

に改める。

第64号様式その1及び第64号様式その2を次のように改める。

第64号様式その1 (第21条関係)

(表)

<p>年度 軽自動車税種別割 領収済通知書 ㊟</p> <p>(氏 名) 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>賦課年度</td> <td>課税年度</td> <td>税目</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>連番</td> <td>期別</td> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="font-size: small;">ID市町村 督促手数料 延滞金</p> <p style="font-size: x-small;"> <input type="text"/> </p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">CVS取納用</p>	賦課年度	課税年度	税目	通知書番号	連番	期別	納期限		税 額	円	督促手数料	円	延滞金	円	合 計	円	<p>年度 軽自動車税種別割 納付書 ㊟</p> <p>(氏 名) 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">上記のとおり納付します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">(取扱金融機関/コンビニ店舗保管)</p>	通知書番号		連 番		税 額	円	督促手数料	円	延滞金	円	合 計	円	納 期 限		備 考		<p>年度 軽自動車税種別割 納税通知書兼領収証書 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 80px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(氏 名) 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識番号 (車両番号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">津市長 (氏 名) 印</p>	通知書番号		納 期 限		車 種		標識番号 (車両番号)		税 額	円	督促手数料	円	延滞金	円	合 計	円	<p>軽自動車税種別割車検納税証明書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(氏 名) 様</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">車 両 番 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="font-size: x-small;">証明書の有効期限</p> <p style="font-size: x-small;">上記の車両は、滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">津市長 (氏 名) 印</p> <p style="font-size: x-small;">次のものは無効です。 1 領収印のないもの 2 「***」印のあるもの</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 60px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">(納税者保管 → 車検時示用)</p>
賦課年度	課税年度	税目	通知書番号																																																
連番	期別	納期限																																																	
税 額	円																																																		
督促手数料	円																																																		
延滞金	円																																																		
合 計	円																																																		
通知書番号																																																			
連 番																																																			
税 額	円																																																		
督促手数料	円																																																		
延滞金	円																																																		
合 計	円																																																		
納 期 限																																																			
備 考																																																			
通知書番号																																																			
納 期 限																																																			
車 種																																																			
標識番号 (車両番号)																																																			
税 額	円																																																		
督促手数料	円																																																		
延滞金	円																																																		
合 計	円																																																		

(裏)

一納付場所一

課税の根拠

この税金は、地方税法第443条及び第444条並びに津市市税条例第80条及び第81条の規定により、4月1日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(裏)

課税の根拠

この税金は、地方税法第443条及び第444条並びに津市市税条例第80条及び第81条の規定により、4月1日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

第65号様式中「㊦」を削る。

第67号様式を次のように改める。

第67号様式（第21条関係）

軽自動車税種別割 原動機付自転車 標識交付証明書
 小型特殊自動車

標識番号			
		登録年月日	年 月 日
車名		種別	
総排気量		認定番号	
車台番号			
納税義務者	住所 (所在地)		
	フリガナ		
	氏名 (名称)		
備考			

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

- この証明書は、原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用する場合には常に携帯し、津市の徴税吏員の請求があった場合は、提示してください。
- この証明書は、上記納税義務者の変更が生じた場合に手続上必要ですので、紛失しないよう大切に保存しておいてください。

—— 原動機付自転車、小型特殊自動車（ナンバープレート）の取扱いについて ——

- この証明書の車両について、次のようなことがあった場合は、すぐに届け出てください。届出には、標識（ナンバープレート）及びこの証明書が必要です。なお、所有者・使用者（譲渡の場合は譲渡人・譲受人両方）の自署でない場合は印鑑が必要となります。
 - ◎津市から転出するとき ◎名義や車台をかえるとき
 - ◎ほかの人に譲渡するとき ◎使えなくなって処分するとき
 - ◎標識を破損・紛失したとき ◎盗難にあったときや、その他、車両を持たなくなったとき
- 車を所有しなくなっても、廃車の手続をしないしていると軽自動車税種別割がかかりますので、必ず手続をしてください。（軽自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税されます。）
- 標識は故意に折り曲げたりせず、大切に取り扱いってください。また、次のことは禁止されています。
 - ◎他の車につけかえること。 ◎他人に譲ったり、貸したりすること。

津市（名称）部（名称）課

郵便番号（住所）

電話番号

第68号様式その1から第69号様式までの規定中「㊟」を削る。

第76号様式その1（注）を次のように改める。

（注）1 不要の文字は、抹消すること。

2 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第76号様式その2に次のように加える。

※ 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第80号様式備考を次のように改める。

備考

1 減免を受けようとする事由を証明する書類があれば添付してください。

2 申請人（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第82号様式及び第83号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年3月22日から施行する。ただし、第55号様式その1から第55号様式その3までの改正規定は、同年4月4日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第10号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表津市栗真保育園の項中「75人」を「50人」に、「47人」を「36人」に、「22人」を「11人」に、「6人」を「3人」に改め、同表津市上野保育園の項を削る。

(津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年津市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1津市立津みどりの森こども園の項の次に次のように加える。

津市立 河芸こ ども園	118人	45人	45人	22人	6人
-------------------	------	-----	-----	-----	----

別表第1津市立香良洲浜っ子幼児園の項中「90人」を「60人」に、「60人」を「90人」に改め、同表津市立白山こども園の項中

「

300人	120人
------	------

」を「

240人	60人
------	-----

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第11号

津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改め、同条各号を削る。

第3条中「午前8時15分」を「午前9時」に改める。

第6号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第12号

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成18年津市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「404,000円」を「408,000円」に改め、同表備考7を削る。

第2号様式中

「注意 この申請書を提出するときは、理由を証明する書類を添付してください。」

を

「注意 (1) 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(2) この申請書を提出するときは、理由を証明する書類を添付してください。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定（同表備考4の規定を除く。）は、令和3年7月1日以後の助産の実施及び母子保護の実施に要した費用について適用し、同日前の助産の実施及び母子保護の実施に要した費用については、なお従前の例による。

3 改正後の別表備考4の規定は、令和4年1月1日以後の助産の実施及び母子保護の実施に要した費用について適用し、同日前の助産の実施及び母子保護の実施に要した費用については、なお従前の例による。

津市サンデルタ香良洲内津市香良洲老人福祉センター及び津市香良洲デイサービスセンターに関する規則及び津市とことめの里一志内一志温泉に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第13号

津市サンデルタ香良洲内津市香良洲老人福祉センター及び津市香良洲デイサービスセンターに関する規則及び津市とことめの里一志内一志温泉に関する規則の一部を改正する等の規則

(津市サンデルタ香良洲内津市香良洲老人福祉センター及び津市香良洲デイサービスセンターに関する規則の一部改正)

第1条 津市サンデルタ香良洲内津市香良洲老人福祉センター及び津市香良洲デイサービスセンターに関する規則(平成18年津市規則第100号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市サンデルタ香良洲内津市香良洲老人福祉センターに関する規則

第1条中「及び津市香良洲デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」という。)(以下「老人福祉センター等」と総称する。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(休館日)

第2条 老人福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がサンデルタの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)

第3条第1項中「老人福祉センター等」を「老人福祉センター」に改め、同条第2項を削る。

第15条第1項及び第16条中「老人福祉センター等」を「老人福祉センター」に改める。

(津市とことめの里一志内一志温泉に関する規則の一部改正)

第2条 津市とことめの里一志内一志温泉に関する規則（平成18年津市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（休館日）

第2条 一志温泉の休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、市長がとことめの里の管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) やすらぎの湯、和室その他の館内施設及びパターゴルフ場 次に掲げる日

ア 火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日）

イ 12月29日から翌年の1月1日までの日

(2) 福祉浴 次に掲げる日

ア 日曜日及び火曜日

イ 祝日法による休日

ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日（イに掲げる日を除く。）

第3条の表やすらぎの湯、和室その他の館内施設の項の次に次のように加える。

福祉浴	午前10時から午後7時まで。ただし、入館は、閉館時間の30分前までとする。
-----	---------------------------------------

第4条第1号中「やすらぎの湯」の次に「、福祉浴」を加える。

第2号様式中

「やすらぎの湯 印」
2 一志温泉パターゴルフ場」

を

「やすらぎの湯 印」
2 福祉浴

（表）

福祉浴 年 月 日	と こと め の 里 一 志 入 館 券 (福祉浴) 年 月 日
------------------	--

(裏)

	<p>◇営業時間 午前10時から午後7時まで (午後6時30分に入館受付を締め切らせていただきます。)</p> <p>◇休館日 日曜日・火曜日・祝日 年末年始は12月28日から12月31日・1月1日 日から1月4日</p> <p>[注意事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本券の払戻し、再発行は原則として致しません。 2 本券は、必ず受付に提示してください。 3 本券の有効期限は、発行日から1年間です。 <p style="text-align: right;"> とことめの里一志 一志温泉 福祉浴 </p>
--	---

3 一志温泉パターゴルフ場

に改める。

(津市とことめの里一志内津市一志在宅介護支援センターに関する規則等の廃止)

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 津市とことめの里一志内津市一志在宅介護支援センターに関する規則
(平成18年津市規則第102号)
- (2) 津市とことめの里一志内津市一志デイサービスセンターに関する規則
(平成18年津市規則第103号)

(3) 津市白山保健福祉センター内津市白山デイサービスセンター及び津市白山在宅介護支援センターに関する規則（平成18年津市規則第104号）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第14号

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第99号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市美杉高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第1条中「津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例」を「津市美杉高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

第2条中「高齢者生活福祉センター」を「美杉高齢者生活福祉センター」に改める。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「津市（名称）高齢者生活福祉センター」を「津市美杉高齢者生活福祉センター」に改め、同様式に次のように加える。

※ 申請者の欄については申請者の氏名を、民生委員意見書の欄については民生委員の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式中「津市（名称）高齢者生活福祉センター」を「津市美杉高齢者生活福祉センター」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 申請者の欄については申請者の氏名を、利用者の欄については利用者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式に次のように加える。

※ 医師の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、「津市（名称）高齢者生活福祉センター」を「津市美杉高齢者生活福祉センター」に改め、同様式に次のように加える。

※ 申出者の欄については申出者の氏名を、身元引受人の欄については身元

引受人の氏名を、民生委員の意見の欄については民生委員の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式中「津市（名称）高齢者生活福祉センター」を「津市美杉高齢者生活福祉センター」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 入居者の欄については入居者の氏名を、身元引受人の欄については身元引受人の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第15号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表保育園印の項及び保育園長印の項中「21」を「19」に改め、同表こども園印の項及びこども園長印の項中「5」を「6」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第16号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「津市南が丘会館」の次に「、津市津西ふれあい会館」を加える。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第6号を削り、同条第7号中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「第2条第9号、第11号、第12号、第14号、第17号、第18号及び第21号から第27号まで」を「第2条第8号、第10号、第11号、第13号、第16号、第17号及び第20号から第26号まで」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「第2条第10号、第13号及び第20号」を「第2条第9号、第12号及び第19号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「第2条第15号及び第16号」を「第2条第14号及び第15号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「第2条第19号」を「第2条第18号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号中「第2条第28号」を「第2条第27号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「第2条第29号及び第30号」を「第2条第28号及び第29号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号中「第2条第31号」を「第2条第30号」に改め、同号を同条第14号とする。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第17号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成18年津市規則第224号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「報酬」の次に「及び費用弁償」を加え、同条中「規定による報酬」を「規定による年額報酬及び出動報酬並びに条例第15条の規定による費用弁償」に、「報酬年額」を「年額報酬」に改め、「相当する額」の次に「及び出動報酬並びに費用弁償」を加える。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第18号

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年津市規則第228号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第1号様式（裏）〔注意事項〕に次のように加える。

4 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 願出者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式から第14号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

第15号様式（裏）中「（株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は除く。）」を削る。

第17号様式（表）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（裏）〔注意事項〕に次のように加える。

5 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第18号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式〔注意事項〕に次のように加える。

3 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第19号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式〔注意事項〕に次のように加える。

3 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第20号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式〔注意事項〕に次のように加える。

3 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第21号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式〔注意事項〕に次のように加える。

3 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第22号様式（表）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（裏）〔注意事項〕に次のように加える。

3 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第19号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中オを削り、カをオとし、キをカとし、カの次に次のように加える。

キ 内部統制室に属する事務

第2条第1号中サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）

第2条第2号中キを削り、カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ スポーツ文化振興部に属する事務

第2条第2号中サを削り、シをサとし、スをシとし、セをスとする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（令和3年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第2条第2号」を「第2条第1号」に改める。

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第20号

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の育児休業等に関する規則（平成18年津市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第21号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記33の項中「第321条の8第20項、第32項、第35項及び第36項」を「第321条の8第32項、第55項、第58項及び第59項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第22号

津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（令和3年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「内部統制室長」を「内部統制担当理事」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第23号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年津市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第15号中「第115条の45第5項」を「第115条の45第10項」に改める。

第36条第9号中「同条第3号ロ」の次に「及び第4号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第24号

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則（平成26年津市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おおむね4箇月まで」を「1年未満」に改める。

別表宿泊型1泊当たりの項中「1泊当たり」を「1日当たり」に、「3,000円」を「3,500円」に、「1,500円」を「1,750円」に改め、同表備考1及び備考2中「1泊当たり」を「1日当たり」に改める。

第1号様式中「㊦」を削り、「退院予定日」を「退院（予定）日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る自己負担額について適用し、同日前の申請に係る自己負担額については、なお従前の例による。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第25号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「局、」を削り、同条第1項第1号の表中「財産活用担当」を「財産活用・建築修繕支援担当」に改め、同項第4号の表中「人権啓発担当」を「人権担当」に改め、同項第6号の表中「環境共生担当」を「環境共生・地域脱炭素推進担当」に改め、同条第3項を削り、同条第4項の表中「管理担当」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項第4号を次のように改める。

(4) 市民部市民交流課

男女共同参画室 男女共同参画担当

第2条第5項第5号の表中「生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室 臨時特別給付金推進担当」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第3条第3項中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第4条第1項中「、局」を削り、同項第1号の2を削り、同項第2号の2を削り、同条第5項中「、局」を削る。

第5条第1項第1号の2を削り、同項第2号の2を削り、同条第6項を次のように改める。

6 前条第6項第2号に規定する企画員の職務は、次のとおりとする。

(1) 部内の業務の企画及び立案並びに部所管業務に関連する部内外との横断的な調整を行う。

(2) 部内の課等が所管する補助金の交付に係る審査及び確認を行う。

第6条第1項中「又は局長」を削る。

第8条中「、局長」及び「、局次長」を削る。

第9条第1項中「、局」及び「若しくは局長」を削り、同条第2項中「、局長」及び「、局」を削る。

第10条中「第5項まで」を「第4項まで」に改める。

別表第1 政策財務部の表財産管理課の部財産活用担当の項中「財産活用担当」を「財産活用・建築修繕支援担当」に改め、同項に次の3号を加える。

- (6) 本庁舎及びその附属施設の管理に係る技術的な対応に関すること。
- (7) 建築施設等の少額修繕に係る技術的な指導、助言等に関すること。
- (8) 建築物等に係る補助金の審査における技術的な支援に関すること。

別表第1 総務部の表情報企画課の部企画運用担当の項第1号中「及び地域」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 自治体DXの推進に係る総合調整に関すること。

別表第1 市民部の表市民課の部住民窓口担当の項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 個人番号の指定及び通知、マイナンバーカードの交付等に関すること。

別表第1 市民部の表市民交流課の部管理担当の項第9号中「課」の次に「(男女共同参画室を含む。)」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 犯罪被害者等の支援に係る総合調整に関すること。

別表第1 市民部の表人権課の部人権啓発担当の項中「人権啓発担当」を「人権担当」に改め、同項第1号中「推進」の次に「及び総合調整」を加え、同項第6号中「(男女共同参画室及び地域調整室を含む。)」を削り、同号を同項第10号とし、同項中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 人権に係る関係行政機関及び関係各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) 福祉資金に係る未収金の収納等に関すること。
- (6) 隣保館の総括に関すること。
- (7) 津市共同浴場に関すること。

別表第1 スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部企画管理・事業担当の項第11号中「(三重とこわか国体及び三重とこわか大会の競技会場に係る設計を伴わない簡易な仮設施設を除く。)」を削り、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

別表第1 環境部の表環境政策課の部企画管理担当の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 環境学習センターに関すること。

別表第1 環境部の表環境政策課の部環境共生担当の項中「環境共生担当」を「環境共生・地域脱炭素推進担当」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3

号の次に次の1号を加える。

(4) 地域脱炭素社会の推進に係る総合調整に関すること。

別表第1健康福祉部の表福祉政策課の部企画管理担当の項第8号中「及び生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

別表第1健康福祉部の表保険医療助成課の部保険担当の項第6号を次のように改める。

(6) 国民健康保険に係る療養の給付等、出産育児一時金、葬祭費及び任意給付費等の審査及び支給に関すること。

別表第1スポーツ文化振興部国体・障害者スポーツ大会推進局の表を削る。

別表第2建設部の表 ^{津北工事事務所} の部管理担当の項を削り、同部維持担当 ^{津南工事事務所}

の項第7号を同項第8号とし、同項に次の1号を加える。

(9) 工事事務所の庶務に関すること。

別表第2建設部の表 ^{津北工事事務所} の部維持担当の項中第6号を第7号とし、 ^{津南工事事務所}

第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 所管区域（津北工事事務所にあつては河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所及び安濃総合支所の所管区域並びに総合支所所管区域を除いた相川以北の区域、津南工事事務所にあつては久居総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の所管区域並びに総合支所所管区域を除いた相川以南の区域をいう。以下この表において同じ。）における維持工事等の施行に係る調整に関すること。

別表第3市民部人権課の表中「市民部人権課」を「市民部市民交流課」に改め、同表男女共同参画室の部男女共同参画担当の項第3号中「男性及び女性の」を「男女共同参画に係る」に改め、同表地域調整室の部を削る。

別表第3健康福祉部福祉政策課の表福祉監査室の部福祉監査担当の項に次の2号を加える。

(3) 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。

(4) 社会福祉連携推進法人の認定等に関すること。

別表第3健康福祉部福祉政策課の表生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室

の部を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

政策財務部 財産管理課 財産活用担当	政策財務部 財産管理課 財産活用・建築修繕支援担当
市民部 人権課 人権啓発担当	市民部 人権課 人権担当
環境部 環境政策課 環境共生担当	環境部 環境政策課 環境共生・地域脱炭素推進担当

(津市公印規則の一部改正)

3 津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項及び市長職務代理者印の項中「76」を「74」に改める。

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

4 津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級8級の項中「、同項第1号の2に規定する局長」を削り、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級7級の項中「、同項第2号の2に規定する局次長」を削る。

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

5 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1の7級の項第11項及び第12項を削り、同表8級の項第6項を削る。

別表第1の7級の項第11項及び第12項を削り、同表8級の項第6項を削る。

(津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

- 6 津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、同項第1号の2に規定する局長」を削る。

(津市庁舎管理規則の一部改正)

- 7 津市庁舎管理規則(平成18年津市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第2条第5項各号」を「第2条第4項各号」に改める。

(津市会計規則の一部改正)

- 8 津市会計規則(平成18年津市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び同条第1項第1号の2に規定する局長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表第1中

市民部	市民課	
	市民交流課	
	地域連携課	
	アストプラザオフィス	所長
	地域調整室	室長
	アストプラザ	館長
スポーツ文化 振興部	スポーツ振興課	課長
	文化振興課	
	総務企画課	
	競技運営課	

を

市民部	市民課	
	市民交流課	
	地域連携課	
	アストプラザオフィス	所長
	アストプラザ	館長

スポーツ文化 振興部	スポーツ振興課 文化振興課	課長		
---------------	------------------	----	--	--

に改める。

(津市共同浴場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 9 津市共同浴場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市民部地域調整室長」を「市民部人権課長」に改める。

(三重短期大学の組織に関する規則の一部改正)

- 10 三重短期大学の組織に関する規則（平成18年津市規則第213号）の一部を次のように改正する。

第11条第12項中「部長（局長）及び部次長（局次長）決裁」を「部長決裁及び部次長決裁」に、「場合における部次長（局次長）決裁」を「場合における部次長決裁」に改める。

(津市消防長事務専決規則の一部改正)

- 11 津市消防長事務専決規則（平成18年津市規則第219号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部長（局長）決裁、部次長（局次長）決裁」を「部長決裁、部次長決裁」に改める。

(津市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

- 12 津市会計管理者の補助組織設置規則（平成20年津市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「部長（局長）決裁及び部次長（局次長）決裁」を「部長決裁及び部次長決裁」に改める。

(津市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

- 13 津市職員の退職管理に関する規則（平成28年津市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4条第1項第1号の2に規定する局長、同条第5項第1号に規定する担当理事」を「第4条第5項第1号に規定する担当理事」に改める。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第26号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第32号）
の一部を次のように改正する。

附則第4項中「この場合において、」を「この場合においては、第2条第2
項の規定は適用せず、」に改める。

別表条例第12条に規定する手当の項中「、榊原自然の森温泉保養館」を削
る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第4項の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る特殊
勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、な
お従前の例による。

津市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第27号

津市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市犯罪被害者等支援条例（令和3年津市条例第31号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に1箇月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（これらの犯罪の未遂罪を含む。）並びに殺人未遂の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に3箇月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日を、犯罪被害者が重傷

病又は精神疾患を負った場合にあっては医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 市長は、条例第8条の規定により、支援金の給付を行うものとし、支援金の種類、給付額及び給付対象者は、次に定めるところによる。

(1) 遺族支援金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号又は第3号に掲げる支援金の給付後に死亡した犯罪被害者の遺族を含む。）であって、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する第1順位遺族（次条第3項から第5項までの規定による第1順位の遺族をいう。第5条第1号及び第6条第1項第5号において同じ。）

(2) 重傷病支援金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する犯罪被害者（重傷病を負った者に限る。）

(3) 精神療養支援金

ア 給付額 2万5,000円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する犯罪被害者（精神疾患を負った者に限る。）

(4) 前3号に掲げる支援金について、やむを得ない事情により住民登録をせずに本市の区域内に居住している者が、本市の区域内に居住していることが客観的に確認できる書類を提出したときは、当該者を給付対象者とみなすことができる。

2 同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、支援金の上限を30万円として給付するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の給付の対象となる遺族は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの

2 犯罪被害者の死亡当時胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡当時当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号に掲げる子と、その他のときにあつては同項第3号に掲げる子とみなす。

3 遺族支援金の給付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序によるものとする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位の遺族が当該支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

5 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の給付を受けることができる遺族としない。

（支援金を給付しないことができる場合）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を給付しないことができる。

(1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつた場合（犯罪被害者が未成年者を監護していた場合を除く。）

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつた場合

(3) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でない認められる場合

（支援金の給付の申請）

第6条 遺族支援金の給付を申請しようとする給付対象者（以下「遺族支援金

申請者」という。)は、犯罪被害者等支援金(遺族支援金)給付申請書(第1号様式)及び犯罪被害申告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、遺族支援金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該遺族支援金申請者の法定代理人が代理申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 遺族支援金申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類
- (3) 遺族支援金申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族支援金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- (5) 第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人(死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)(遺族支援金申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者である場合に限る。)
- (6) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類(遺族支援金申請者が生計維持遺族である場合に限る。)
- (7) 犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者申出書(第3号様式)(遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上ある場合に限る。)
- (8) 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を申請しようとする給付対象者(以下「重傷病支援金等申請者」という。)は、犯罪被害者等支援金(重傷病・精神療養支援金)給付申請書(第4号様式)及び犯罪被害申告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、重傷病支援金等申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該重傷病支援金等申請者の法定代理人が代理申請す

ることができる。

- (1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患に係る診断書にあつては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨）及び傷病名を明記したものに限る。）
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類
- (3) 犯罪被害にあつた事実を証明することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（給付の申請の期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかつたことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、給付することを決定したときは犯罪被害者等支援金給付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するとともに、当該決定に係る給付を行い、給付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、遺族支援金申請者又は重傷病支援金等申請者に対し当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、当該申請書及び添付書類の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、支援金の給付決定後においても適用があるものとする。

（給付の決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が当該給付を受けるための要件に該当しないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、

期限を定めて当該支援金の給付を受けた者に対し当該支援金の返還を命じなければならない。

(日常生活の支援に関する助成)

第11条 市長は、条例第9条の規定により、家事代行サービスの利用に要した費用に対する助成（以下「家事代行サービス費の助成」という。）、食事宅配サービスの利用に要した費用に対する助成（以下「食事宅配サービス費の助成」という。）、一時保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第7項に規定する一時預かり事業及び同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業等をいう。以下同じ。）の利用に要した費用に対する助成（以下「一時保育費の助成」という。）及び通訳の利用に要した費用に対する助成（以下「通訳費の助成」という。）を行うものとする。

(家事代行サービス費の助成)

第12条 家事代行サービスの費の助成は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 家事代行サービス費の助成の対象となる費用は、次に掲げる家事代行サービスの利用に要した費用（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。）とする。

(1) 調理

(2) 洗濯

(3) 住居の掃除及び整理整頓

(4) 生活必需品の買出し

(5) 通院等の介助

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 家事代行サービス費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1時間当たり3,000円を限度とする。

4 家事代行サービス費の助成を受けることができる時間は、1時間を単位とし、当該時間の合計は、一の犯罪被害につき30時間を限度とする。

(食事宅配サービス費の助成)

第13条 食事宅配サービス費の助成は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 食事宅配サービス費の助成の対象となる費用は、犯罪被害者等が居住する住宅への食事宅配サービスの利用に要した費用（犯罪被害の原因となった犯

罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。)とする。

3 食事宅配サービス費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1日当たり1,000円を上限とする。

4 食事宅配サービス費の助成の利用期間は、一の犯罪被害につき食事を必要とする者ごとに30日間を限度とする。

(一時保育費の助成)

第14条 一時保育費の助成は、犯罪被害により監護する就学前の子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 一時保育費の助成の対象となる費用は、犯罪被害者等が監護する就学前の子に係る一時保育の利用に要した費用(犯罪被害の原因となった罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。)とする。

3 一時保育費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1日当たり3,000円を限度とする。

4 一時保育費の助成を受けることができる一時保育の利用は、一の犯罪被害につき犯罪被害者等が監護する就学前の子ごとに5日間を限度とする。

(通訳費の助成)

第15条 通訳費の助成は、犯罪被害により病院、警察、司法機関等に出向くときなどにおいて、意思疎通に支障がある外国人の犯罪被害者等に対して行うものとする。

2 通訳費の助成の対象となる費用は、通訳の利用に要した費用(犯罪被害の原因となった罪行為が行われた日から6箇月以内に要した費用に限る。)とする。

3 通訳費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、2時間当たり1万7,000円を限度とする。

4 通訳費の助成の利用は、一の犯罪被害につき通訳の利用が必要とする者ごとに5回を限度とする。

(居住の安定に関する助成)

第16条 市長は、条例第10条の規定により、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、転居するために要した費用に対する助成(以下「転居費の助成」という。)及び犯罪被害者等が居住する賃貸住宅に係る家賃の助成(以下「家賃の助成」という。)を行うものとする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪被害にあったために、当該住居に居住し続けることが困難となったとき。

- (2) 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住できなくなったとき。
- (3) 二次被害（犯罪行為による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失等の被害をいう。）を受けたとき、又は再被害（犯罪被害者等が当該犯罪行為の加害者から再び危害を加えられることをいう。）を受ける可能性のあるとき。
- (4) 本市の区域内において犯罪被害にあったが、やむを得ない事情により当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に居住していた賃貸住宅に継続して居住するとき。
- (5) その他前各号に類する事由があり、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、犯罪被害者等が居住する住居（本市の区域内に存する住居であって、犯罪被害者等の生活の本拠地と認められるものに限る。）が犯罪現場となったときは、条例第10条の規定により、犯罪現場の清掃の利用に要した費用に対する助成（以下「特殊清掃費の助成」という。）を行うことができる。

（転居費の助成）

第17条 転居費の助成の対象となる費用は、次に掲げる費用（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日以後最初の転居に要した費用であって、同日から1年以内に負担することとなったものに限る。）とする。

- (1) 引越しに伴う運送費用及び荷造り等サービス費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料及び保証料
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 転居費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、一の犯罪被害につき1回とし、30万円を限度とする。

（家賃の助成）

第18条 家賃の助成の対象となる費用は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以内、かつ、同日以後最初に転居した賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当該入居した日の属する月）から6箇月以内に発生した家賃（犯罪被害者等が居住する住宅に係る賃料、使用料その他居住の対価として家主に払う金銭をいい、その後、

別の賃貸住宅に転居した場合にあっては、当該転居後に居住する住宅に係るこれらの金銭を含む。以下同じ。)とする。ただし、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日前から居住している賃貸住宅から転居することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、同日から18箇月以内、かつ、これを認めた日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、当該認めた日の属する月)から6箇月以内に発生した家賃とする。

2 家賃の助成の額は、前項に規定する家賃の2分の1に相当する額とし、1箇月当たり3万5,000円を限度とする。

(特殊清掃費の助成)

第19条 特殊清掃費の助成の対象となる費用は、犯罪現場となった居室等の血痕、吐しゃ物、排せつ物等の除去、消毒、消臭等に係る清掃に要した費用(警察機関が行う捜査上、犯罪現場の保存の必要性を欠くようになってから30日以内に発生した費用に限る。)とする。

2 特殊清掃費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、一の犯罪被害につき1回とし、40万円を限度とする。

(精神的被害からの回復のためのカウンセリング費の助成)

第20条 市長は、条例第11条の規定により、犯罪被害により受けた精神的被害の回復を図る必要がある犯罪被害者等がカウンセリングの利用に要した費用(犯罪行為が行われた日から1年以内に要した費用に限る。)に対する助成(以下「カウンセリング費の助成」という。)を行うものとする。

2 カウンセリング費の助成対象となる者は、犯罪被害者及びその2親等以内の親族とする。

3 カウンセリング費の助成の額は、1時間当たり1万円を限度とする。

4 カウンセリング費の助成の利用は、一の犯罪被害につきカウンセリングを必要とする者ごとに5回を限度とする。

(日常生活支援等の助成の申請)

第21条 第11条から前条までに規定する日常生活支援等の助成を受けようとする者(以下この条及び次条において「日常生活支援等申請者」という。)は、日常生活支援等助成申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該書類のうち、添付が必要でないと市長が認めるものについては、これを省略することができる。

(1) 犯罪被害申告書

(2) 支給の対象となる費用の支払を証明することができる領収書の写し又は

これに準ずる書類

(3) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類

ア 犯罪被害者が申請する場合 次に掲げる書類

- (ア) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患に係る診断書にあっては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨）及び傷病名が明記されているものに限る。）
- (イ) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する者であることを証明することができる書類（本市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認める者にあつては、その事情を証明することができる書類）
- (ウ) 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- (エ) その他市長が必要と認める書類

イ 日常生活支援等の助成を受けるべき遺族（以下「日常生活支援等助成遺族」という。）が申請する場合 次に掲げる書類

- (ア) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (イ) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有する者であることを証明することができる書類（本市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認める者にあつては、その事情を証明することができる書類）
- (ウ) 日常生活支援等申請者である日常生活支援等助成遺族の戸籍の謄本その他日常生活支援等申請者の氏名及び生年月日並びに日常生活支援等申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明することができる書類
- (エ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者である事実を証明することができる書類（日常生活支援等申請者である日常生活支援等助成遺族が死亡した犯罪被害者の配偶者のうち婚姻届を提出していない者である場合に限る。）
- (オ) 第4条第3項の規定による先順位で助成を受けるべき遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本その他日常生活支援等申請者が日常生活支援等助成遺族であることを証明することができる書類（日

常生活支援等申請者が配偶者以外の者である場合に限る。)

- (カ) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（日常生活支援等申請者が第4条第1項第1号又は第2号に掲げる者である場合に限る。）
- (キ) 日常生活支援等助成代表者申出書（第7号様式）（日常生活支援等助成遺族が2人以上ある場合に限る。）
- (ク) 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- (ケ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、日常生活支援等申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により日常生活支援等の助成の申請ができない場合は、当該日常生活支援等申請者の法定代理人が代理申請することができる。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明することができる書類を提示しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、第12条から第15条まで及び前条の規定による助成にあつては犯罪行為が行われた日から起算して1年を経過したとき、第17条から第19条までの規定による助成にあつては犯罪行為が行われた日から起算して2年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（日常生活支援等の助成の決定）

第22条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成することを決定したときは日常生活支援等助成決定通知書（第8号様式）により日常生活支援等申請者に通知するとともに、当該決定に係る助成を行い、助成しないことを決定したときはその旨を日常生活支援等申請者に通知するものとする。

（支援金に関する規定の準用）

第23条 第4条、第5条、第9条及び第10条の規定は、家事代行サービス費の助成、食事宅配サービス費の助成、一時保育費の助成、通訳費の助成、転居費の助成、家賃の助成、特殊清掃費の助成及びカウンセリング費の助成について準用する。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

犯罪被害者等支援金（遺族支援金）給付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者（給付対象者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先

遺族支援金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた年月日及び場所

年月日 年 月 日

場 所

2 犯罪被害者の住所及び氏名

住 所

氏 名

3 犯罪被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

その他（ ）

4 犯罪被害者と加害者との親族関係

なし あり

（ ）

5 犯罪被害者等による犯罪行為の誘発等

当該犯罪行為を誘発し、又は容認する等の責めに帰すべき行為の有無

なし あり

6 暴力団員等の関係

犯罪被害者及び申請者とも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である。

いいえ はい

7 支援金の返還

支援金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、若しくは支援金の給付後に津市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条（支援金を給付しないことができる場合）又は第9条（給付の決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同規則第10条の規定に基づき、既に給付を受けた支援金を速やかに返還します。

はい いいえ

8 代理申請

代理申請をする理由

[]

(法定代理人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連 絡 先

9 過去に犯罪被害者等支援金の給付を受けている場合は、その支援金の種類 遺族支援金 重傷病等支援金 精神療養支援金

10 支援金の振込先

申請金額	円
希望する受取方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 名義人氏名： 金融機関名： 銀行 支店・出張所 口座番号： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> 市役所窓口での受領

※ 該当する項目の□にレ点を付けてください。

添付書類

- 犯罪被害申告書（第2号様式）
- 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 遺族支援金申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類
- 遺族支援金申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 遺族支援金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- 第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の方の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）（遺族支援金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者である場合に限る。）
- 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（遺族支援金申請者が生計維持遺族である場合に限る。）
- 犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者申出書（第3号様式）
（遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上ある場合に限る。）
- 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- その他市長が必要と認める書類

注1 □のある欄は、該当する項目□にレ点を付けてください。

2 法定代理人によって代理申請をする場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

第2号様式（第6条、第21条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

1 犯罪被害者

住 所

氏 名 生年月日 年 月 日生

2 加害者（判明していない場合は、記載不要）

住 所

氏 名 （ 歳）

3 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた年月日及び場所

年月日 年 月 日

場 所

4 被害の状況（警察に届け出た内容等）

5 犯罪被害に係る罪名（判明していない場合は、記載不要）

6 事件捜査担当警察署

都道府県

警察署

7 情報提供同意

私（申告者）は、支援金及び日常生活支援等助成の給付に必要な限度において、市職員が、警察等関係機関の保有する情報について調査することに同意します。

（申告者）

住 所

氏 名

（署名）

第3号様式（第6条関係）

犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者申出書

年 月 日

（宛先）津市長

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
連絡先

私は、遺族支援金の給付を受けるべき遺族を代表し、当該遺族支援金を受給する者に指定されたので申し出ます。

なお、この申出後に、新たに遺族支援金の給付を受けるべき遺族となる者が判明した場合には、代表者の責任において解決します。

記

私（私たち）は、上記代表者が遺族支援金を受給する者となることに同意します。

遺族支援金の給付を受けるべき遺族（上記代表者を除く。）の署名	犯罪被害者との続柄	住 所	連 絡 先

遺族支援金の給付を受けるべき者のうち、次の者については、署名することができないので、その理由（未成年者、所在不明等）を申し出ます。

署名することができない者の氏名	犯罪被害者との続柄	署名することができない理由

第4号様式（第6条関係）

犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）給付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者（給付対象者）

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

連絡先

重傷病・精神療養支援金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた年月日及び場所

年月日

年

月

日

場 所

2 負傷又は疾病の状態

3 加害者との親族関係

なし

あり（

）

4 犯罪被害者等による犯罪行為の誘発等

当該犯罪行為を誘発し、又は容認する等の責めに帰すべき行為の有無

なし

あり

5 暴力団員等の関係

犯罪被害者及び申請者とも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である。

いいえ

はい

6 支援金の返還

支援金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、若しくは支援金の給付後に津市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条（支援金を給付しないことができる場合）又は第9条（給付の決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同規則第10条の規定に基づき、既に給付を受けた支援金を速やかに返還します。

はい いいえ

7 代理申請

代理申請をする理由

[]

(法定代理人)

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

連 絡 先

8 過去に犯罪被害者等支援金の給付を受けている場合は、その支援金の種類 遺族支援金 重傷病等支援金 精神療養支援金

9 支援金の振込先

申請金額	円
希望する受取方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 名義人氏名： 金融機関名： 銀行 支店・出張所 口座番号： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> 市役所窓口での受領

※ 該当する項目の□にレ点を付けてください。

添付書類

- 犯罪被害申告書（第2号様式）
- 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患に係る診断書にあつては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨）及び傷病名を明記したものに限る。）
- 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、本市の区域内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類
- 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- その他市長が必要と認める書類

注1 （重傷病・精神療養）の該当する者に○印を付してください。

2 □のある欄は、該当する項目□にレ点を付けてください。

3 法定代理人によって代理申請をする場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

第5号様式（第8条関係）

犯罪被害者等支援金給付決定通知書

津市（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等支援金について、次のとおり給付することを決定しましたので通知します。

1 支援金の種類

2 支援金の額

※ 支援金の給付後に「支援金の給付を受けるための要件に該当しないことが判明したとき」、「偽りその他不正の手段により支援金の給付の決定を受けたと認めるとき」のいずれかに該当した場合は、支援金の返還を求めることがあります。

※ 市長が支援金の返還を求めたときは、市長が定める日までに支援金を返還しなければなりません。

第6号様式（第21条関係）

日常生活支援等助成申請書

（家事代行サービス・食事宅配サービス・一時保育・通訳・転居・家賃
・特殊清掃・カウンセリング）

年 月 日

（宛先）津市長

（申請者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連 絡 先

日常生活支援等（家事代行サービス・食事宅配サービス・一時保育・通訳・転居・家賃・特殊清掃・カウンセリング）の助成を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

- 1 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた年月日及び場所

年月日 年 月 日

場 所

- 2 犯罪被害者の住所及び氏名

住 所

氏 名

- 3 犯罪被害者の状態

- 4 犯罪被害者と加害者との親族関係

なし あり（ ）

- 5 犯罪被害者等による犯罪行為の誘発等

当該犯罪行為を誘発し、又は容認する等の責めに帰すべき行為の有無

なし あり

6 暴力団員等の関係

犯罪被害者及び申請者とも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である。

いいえ はい

7 助成金の返還

助成金の支給後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、若しくは助成金の支給後に津市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条（支援金を給付しないことができる場合）又は第9条（給付の決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同規則第10条の規定に基づき、既に給付を受けた給付金を速やかに返還します。

はい いいえ

8 代理申請

代理申請をする理由

()

(法定代理人)

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

連 絡 先

9 助成金の振込先

申請金額	円
助成の種類	<input type="checkbox"/> 家事代行サービス <input type="checkbox"/> 食事宅配サービス <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 特殊清掃 <input type="checkbox"/> カウンセリング
希望する受取方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 名義人氏名： 金融機関名： 銀行 支店・出張所 口座番号： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 市役所窓口での受領

※ 該当する項目の□にレ点を付けてください。

添付書類

(共通)

- 犯罪被害申告書（第2号様式）
- 支給の対象となる費用の支払を証明することができる領収書の写し又はこれに準ずる書類

(1) 犯罪被害者が申請する場合

- 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患に係る診断書にあっては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨）及び傷病名が明記されているものに限る。）
- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において本市の区域内に住所を有する者であることを証明することができる書類（本市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認める者にあつては、その事情を証明することができる書類）
- 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- その他市長が必要と認める書類

(2) 日常生活支援等助成遺族が申請する場合

- 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において本市の区域内に住所を有する者であることを証明することができる書類（本市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認める者にあつては、その事情を証明することができる書類）
- 日常生活支援等申請者である日常生活支援等助成遺族の戸籍の謄本その他日常生活支援等申請者の氏名及び生年月日並びに日常生活支援等申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明することができる書類
- 事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者である事実を証明することができる書類（日常生活支援等申請者である日常生活支援等助成遺族が死亡した犯罪被害者の配偶者のうち婚姻届を提出していない者である場合に限る。）

- 第4条第3項の規定による先順位で助成を受けるべき遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本その他日常生活支援等申請者が日常生活支援等助成遺族であることを証明することができる書類（日常生活支援等申請者が配偶者以外の者である場合に限る。）
- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（日常生活支援等申請者が第4条第1項第1号又は第2号に掲げる者である場合に限る。）
- 日常生活支援等助成代表者申出書（第7号様式）（日常生活支援等助成遺族が2人以上ある場合に限る。）
- 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- その他市長が必要と認める書類

注1 のある欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

2 法定代理人によって代理申請をする場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

第7号様式（第21条関係）

日常生活支援等助成代表者申出書

年 月 日

（宛先）津市長

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
連絡先

私は、日常生活支援等助成を受けるべき遺族を代表し、当該日常生活支援等助成を受ける者に指定されたので申し出ます。

なお、この申出後に、新たに日常生活支援等助成を受けるべき遺族となる者が判明した場合には、代表者の責任において解決します。

記

私（私たち）は、上記代表者が日常生活支援等助成を受ける者となることに同意します。

日常生活支援等助成を受けるべき遺族（上記代表者を除く。）の署名	犯罪被害者との続柄	住 所	連 絡 先

日常生活支援等助成を受けるべき者のうち、次の者については、署名することができないので、その理由（未成年者、所在不明等）を申し出ます。

署名することができない者の氏名	犯罪被害者との続柄	署名することができない理由

第8号様式（第22条関係）

日常生活支援等助成決定通知書

津市（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活支援等の助成について、次のとおり決定しましたので、津市犯罪被害者等支援条例施行規則第22条の規定により下記のとおり通知します。

記

助成の種類及び額	家事代行サービス費	円
	食事宅配サービス費	円
	一時保育費	円
	通 訳 費	円
	転 居 費	円
	家 賃	円
	特 殊 清 掃 費	円
	カウ ン セ リ ン グ 費	円
	合 計	円

※ 偽りその他不正の手段により助成を受けた場合又は助成を受ける資格がないと判断した場合は、当該助成により支給した助成金の返還を求めることがあります。

津市訓令第 2 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 第 8 号中「、市民税課税証明書」を削り、「、車検用納税証明書及び車検用非課税証明書」を「及び軽自動車税種別割納税証明書」に改める。

別表第 3 中「課税標準額証明書」を「評価額・課税標準額証明書」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 3 月 2 2 日から施行する。

津市訓令第3号

庁中一般

出先機関

津市自治体DX推進会議設置規程を次のように定める。

令和4年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市自治体DX推進会議設置規程

(設置)

第1条 本市における自治体DXの推進を図るため、津市自治体DX推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自治体DXの推進に関すること。
- (2) その他自治体DXの調整に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には総務部長を、副委員長には総務部次長(情報企画に関する事務を掌握する担当参事が置かれている場合は、当該担当参事)をもって充てる。

3 委員には、委員長が指名する職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議の事務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者から意見を聴き、又は関係職員に対して説明を求めることができる。

(津市自治体DX推進員)

第7条 各部における自治体DXを推進するため、各課等に津市自治体DX推

進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 課等における自治体DXの推進に関すること。
- (2) 課等に所属する職員への自治体DXの推進に係る情報の提供等に関すること。
- (3) 課等における情報システムの構築及び運用に関すること。
- (4) 課等に所属する職員への情報機器の操作等に係る指導、助言等に関すること。

3 推進員は、各課等の長の推薦により、委員長がこれを指名する。

（専門部会）

第8条 第2条に規定する所掌事項のうち特定の事項について調査研究を行うため、推進会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員その他委員長が指名する職員で構成する。

（部会長及び副部会長）

第9条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該専門部会を構成する者の互選により定める。

（準用）

第10条 第4条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。

（ワーキンググループ）

第11条 専門部会の所掌事項のうち特定の事項を処理するため、専門部会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、部会長が指名する職員で構成する。

（庶務）

第12条 推進会議の庶務は、総務部情報企画課において処理する。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般

出先機関

津市電子自治体推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和4年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市電子自治体推進本部設置規程を廃止する訓令

津市電子自治体推進本部設置規程（平成18年津市訓令第46号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

津市訓令第5号

庁中一般

出先機関

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令

(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第1条 津市庁議及び幹部会議に関する規程(平成18年津市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「及び同項第1号の2に規定する局長」を削り、同条第2項中「、同項第1号の2に規定する局長」を削る。

(津市政策調整会議の設置等に関する規程の一部改正)

第2条 津市政策調整会議の設置等に関する規程(平成18年津市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「局長及び」を削る。

(津市文書管理規程の一部改正)

第3条 津市文書管理規程(平成18年津市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び津市事務分掌規則(平成18年津市規則第6号)第2条第3項に規定する局」を削り、同条第4号中「津市事務分掌規則」の次に「(平成18年津市規則第6号)」を加え、「及び第3項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第5号中「第2条第5項各号」を「第2条第4項各号」に改め、同条第6号中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

第19条第1項中「(局長を含む。）」、「、局長」、「局次長及び」及び「、局次長」を削る。

(津市職員服務規程の一部改正)

第4条 津市職員服務規程(平成18年津市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第1号の2並びに」を削り、同条第4号中「第2号の2並びに」を削る。

(津市庁舎防火等管理規程の一部改正)

第5条 津市庁舎防火等管理規程(平成18年津市訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「局長及び」を削る。

(津市土地取得等審査委員会規程の一部改正)

第6条 津市土地取得等審査委員会規程(平成18年津市訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「局長、」を削る。

(津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正)

第7条 津市行財政改革推進本部設置規程(平成18年津市訓令第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、同項第1号の2に規定する局長」を削る。

(津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部改正)

第8条 津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程(令和2年津市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同項第1号の2に規定する局長及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

津市訓令第6号

庁中一般

出先機関

津市職員服務規程及び津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員服務規程及び津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

(津市職員服務規程の一部改正)

第1条 津市職員服務規程(平成18年津市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び内部統制室長」及び「(内部統制室長を除く。)」を削る。

(津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部改正)

第2条 津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程(令和2年津市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「内部統制室長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

津市訓令第7号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 前条第3項第2号に規定する地域企画員の職務は、次のとおりとする。

(1) 総合支所所管区域内における地域振興業務の企画及び立案並びに総合支所所管業務に関連する総合支所内外との横断的な調整を行う。

(2) 総合支所の課が所管する補助金の交付に係る審査及び確認を行う。

第10条中「、同条第3項に規定する局及び課」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「並びに同条第5項」を「及び同条第4項」に改める。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項中第59号を第62号とし、第50号から第58号までを3号ずつ繰り下げ、第49号を第51号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 道路及び水路の占用許可の受付に関する事。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項中第48号を第50号とし、第43号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、第42号の次に次の2号を加える。

(4) 公園緑地の使用許可及び使用料の徴収に関する事。

(4) 公園緑地の占用に係る申請の受付等に関する事。

別表第1久居総合支所の表市民課の部市民担当の項中第26号を第27号とし、第4号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) マイナンバーカードの交付等に関する事。

別表第1久居総合支所の表福祉課の部こども家庭担当の項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

別表第1久居総合支所の表生活課の部市民生活担当の項中第17号を第19号とし、第16号の次に次の2号を加える。

- (17) 男女共同参画に係る計画の推進に関する事。
- (18) 男女共同参画に係る相談に関する事。

別表第1久居総合支所の表生活課の部人権啓発担当の項を次のように改める。

人権啓発 担当	(1) 人権施策の推進に関する事。 (2) 人権に係る関係行政機関及び関係各種団体との連絡調整に関する事。 (3) 福祉資金に係る未収金の収納等に関する事。 (4) 隣保館に関する事。 (5) 小遊園地に関する事。 (6) 津市大型共同作業場に関する事。
------------	--

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第73号を第75号とし、第70号から第72号までを2号ずつ繰り下げ、第69号の次に次の2号を加える。

- (70) 男女共同参画に係る計画の推進に関する事。
- (71) 男女共同参画に係る相談に関する事。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項第47号中「占有」を「占用」に改め、同項第55号中「、水路」を「及び水路」に改め、「及び占用料の徴収」を削り、同部人権啓発担当の項を次のように改める。

人権啓発 担当	(1) 人権施策の推進に関する事。 (2) 人権に係る関係行政機関及び関係各種団体との連絡調整に関する事。 (3) 福祉資金に係る未収金の収納等に関する事。 (4) 隣保館に関する事（芸濃総合支所、美里総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所に限る。）。
------------	--

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部市民担当の項中第24号を第25号とし、第4号から第23号までを1号ず

つ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) マイナンバーカードの交付等に関すること。

別表第2白山総合支所の部市民福祉課の項を削り、同表美杉総合支所の部地域振興課の項中「津市過疎地域自立促進計画」を「津市過疎地域持続的発展計画」に改める。

別表第5久居総合支所の表地域振興課の部中第61項を第64項とし、第28項から第60項までを3項ずつ繰り下げ、第27項の次に次の3項を加える。

28 公園の使用の許可及びその取消しに関する こと。		○				
29 公園に係る使用料の 納入通知書の発行に 関すること。	○					
30 公園に係る使用料の 減免に関する こと。		○				

別表第5久居総合支所の表市民課の部中第27項を第28項とし、第2項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 マイナンバーカード の交付等に関する こと。		○				
--------------------------------	--	---	--	--	--	--

別表第5久居総合支所の表生活課の部第8項中「同和問題に係る調整」を「人権施策の推進」に改める。

別表第5河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部第29項中「津市過疎地域自立促進計画」を「津市過疎地域持続的発展計画」に改め、同部第72項中「同和問題に係る調整」を「人権施策の推進」に改め、同表市民福祉課の部中第53項を第54項とし、第2項から第52項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 マイナンバーカード の交付等に関する こと。		○				
--------------------------------	--	---	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

津市訓令第8号

庁中一般

出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和2年津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改める。

第10条第1項中「であり、かつ」を「であって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削り、「条例第16条の2第2項」を「同項」に改める。

別表第2第2号及び第3号中「6箇月以上継続勤務しているもの」を「6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているもの」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

津市訓令第9号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第19号中「、局長」及び「、局次長」を削る。

第5条第1項中「第2条第1項から第3項まで」を「第2条第1項及び第2項」に改め、「、局長」及び「、局次長」を削り、同条第2項中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改め、同条第3項中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改める。

別表第1共通専決事項の表中「（局次長）」及び「（局長）」を削る。

別表第2個別専決事項の表政策財務部の表財産管理課の部に次の3項を加える。

12 本庁舎及びその附属施設の管理に係る技術的な対応に関する事	○				
13 建築施設等の少額修繕に係る技術的な指導、助言等に関する事	○				
14 建築物等に係る補助金の審査における技術的な支援に関する事	○				

別表第2個別専決事項の表総務部の表調達契約課の部中

6 津市建設工事等入札参加資格審査委員会に関する事					○
---------------------------	--	--	--	--	---

7 津市入札等監視委員会に関すること。					○
6 津市建設工事等入札参加資格審査委員会に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
7 津市入札等監視委員会に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	やや重要なもの	重要なもの	

を
に改め、同表情報企画課の部第3項を次のように改める。

3 自治体DXの推進に係る総合調整に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
--------------------------	-------	---------	---------	-------	---------

別表第2個別専決事項の表市民部の表市民課の部中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 個人番号の指定及び通知、マイナンバーカードの交付等に関すること。		○			
------------------------------------	--	---	--	--	--

別表第2個別専決事項の表市民部の表市民交流課の部中第8項を第9項とし、第1項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同部に第1項として次の1項を加える。

1 犯罪被害者等の支援に係る総合調整に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
---------------------------	-------	---------	---------	-------	---------

別表第2個別専決事項の表市民部の表人権課の部中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 人権に係る関係行政機関及び関係各種団体	軽易なもの	やや重要なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
-----------------------	-------	---------	---------	-------	---------

との連絡調整に関する こと。	の	な も の	の	な も の
3 福祉資金に関するこ と。	○			

別表第2個別専決事項の表スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部第6項を削る。

別表第2個別専決事項の表環境部の表環境政策課の部中第15項を第16項とし、第3項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域脱炭素社会の推 進に係る総合調整に関 すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
------------------------------------	-----------------------	---------------------------------	-----------------------	---------------------------------

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表福祉政策課の部中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付 金に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
---------------------------------------	-----------------------	---------------------------------	-----------------------	---------------------------------

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表保険医療助成課の部第15項中「療養費」を「療養の給付等」に、「任意給付費」を「任意給付費等」に改める。

別表第2個別専決事項の表内部統制室の表を次のように改める。

内部統制室

専決事項	決裁区分			
	担 当 主 幹	室 長	担 当 理 事	副 市 長
1 職員に対する不当要求行為等の防止に関すること。			軽 易 な も の	重 要 な も の
2 職員等による公益通報に			軽 易	重 要

関すること。			な も の 軽 易 な も の	な も の 重 要 な も の
3 公正公平な職務の執行に係る職員倫理及びコンプライアンス意識の改革に関すること。				
4 職員による業務に係る困難事案等の相談及び対応に関すること。			○	
5 職員による業務に係る困難事案等の相談に係る調査、指導及び助言並びに関係機関との連絡調整に関すること。			○	
6 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づく財務に関する事務等の方針の策定等に係る調査研究に関すること。		○		

別表第2個別専決事項の表スポーツ文化振興部国体・障害者スポーツ大会推進局の表を削る。

別表第3個別専決事項の表工事事務所の表中第21項及び第22項を削り、第23項を第21項とし、第24項を第22項とし、第25項を第23項とし、第26項を削り、第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、第29項を第26項とする。

別表第4個別専決事項の表市民部人権課の表中「市民部人権課」を「市民部市民交流課」に改め、同表地域調整室の部を削る。

別表第4個別専決事項の表健康福祉部福祉政策課の表福祉監査室の部に次の2項を加える。

4 社会福祉連携推進法 人に対する指導監査の		○				
---------------------------	--	---	--	--	--	--

<p>実施に関すること。</p> <p>5 社会福祉連携推進法 人の認定等に関するこ と。</p>		<p>軽 易 な も の</p>	<p>や や 重 要 な も の</p>	<p>重 要 な も の</p>	<p>特 に 重 要 な も の</p>
---	--	--------------------------	----------------------------------	--------------------------	----------------------------------

別表第4 個別専決事項の表健康福祉部福祉政策課の表生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室の部を削る。

別表第6中「(局長)」、「又は局長」、「(局次長)」及び「又は局次長」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

津市告示第35号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和4年3月17日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0935684	令和3年10月1日	令和4年2月7日
9217188	令和3年10月1日	令和4年2月15日
9269085	令和3年10月4日	令和4年2月8日

津市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、介護保険法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年3月17日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社セントレア
- 2 事業所の名称
定期巡回いちし
- 3 事業所の所在地
津市一志町日置46番地
- 4 指定年月日
令和4年4月1日
- 5 サービスの種類
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第228号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

常垣内自治会

三重県津市納所町294番地

代表者 藤田 光秀

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻 智範 三重県津市納所町304番地
変更後	藤田 光秀 三重県津市納所町265番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和4年3月6日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 7 年美杉村告示第 74 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小原自治会

三重県津市美杉町竹原 2090 番地 1

代表者 菅尾 寿一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	菅尾 日出夫 三重県津市美杉町竹原 2043 番地
変更後	菅尾 寿一 三重県津市美杉町竹原 2277 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 2 月 27 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成6年津市告示第76号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

河辺町自治会

三重県津市河辺町2460番地

代表者 田村 吉生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	木平 喜廣 三重県津市河辺町1905番地
変更後	田村 吉生 三重県津市河辺町2076番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和4年3月6日の定期総会において改選されたため。

津市告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、介護保険法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年3月23日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人共同連三重
- 2 事業所の名称
デイサービスセンターゆいまーる
- 3 事業所の所在地
津市稲葉町2386番地63
- 4 廃止年月日
令和4年4月17日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年河芸町公告第1161号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

西千里自治会

三重県津市河芸町西千里1589番地の3

代表者 後藤 光平

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	稲垣 俊和 三重県津市河芸町西千里1538番地
変更後	後藤 光平 三重県津市河芸町西千里1574番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月11日の定期総会において改選されたため。

津市告示第42号

津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員に対する不当要求行為を排除し、透明性の高い公正公平な市政を確保するため、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「通話録音装置」とは、電話機での通話中に通話の音声を録音する専用の装置をいう。

2 この要綱において「通話録音データ」とは、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録される媒体をいう。以下同じ。）に録音された音声のデータをいう。

(通話録音装置の設置)

第3条 市長は、庁舎内における電話機について、各課等の現状、意向その他の事項を把握し、必要と認めるときは、通話録音装置を設置する。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置の適切な運用を図るため、通話録音装置が設置されている各課等に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、管理責任者には各課等における所属長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に当たり、必要に応じて通話録音装置取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理責任者及び取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話録音データの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職務上、通話録音装置により情報を知り得る職員（次項及び第3項各号列記以外の部分において「職員」という。）は、この要綱の規定を遵守し、

通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

- 2 職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 職員は、通話録音装置を使用して通話の音声を録音するときは、通話の相手方に対し録音することを告知するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 通話の相手方から市民又は職員の生命、身体又は財産を害する旨の発言が現に行われているとき。
 - (2) 前号のほか、告知しないことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(通話録音装置の設置の公表)

第6条 市長は、通話録音装置を設置したときは、その旨を本市のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(個人情報保護)

第7条 管理責任者及び取扱者は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）を遵守し、適切な措置を講じなければならない。

(通話録音データ等の保存及び廃棄)

第8条 通話録音データの保存期間は、録音された日から3箇月間とする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した通話録音データは、速やかに廃棄しなければならない。
- 4 通話録音データの複製は、行ってはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置の目的を達成するため、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 5 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話録音データを複製した場合は、施錠できる収納庫等に複製した通話録音データを保管するなど、適切に管理しなければならない。
- 6 管理責任者は、複製した通話録音データについて、その目的が達成されるなど、保有する必要がなくなった場合は、速やかに廃棄しなければならない。この場合において、管理責任者は、破碎を行うなど、通話内容が復元不可能

な方法で廃棄するものとする。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

津市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
7485	高茶屋里ノ上第65号線	津市高茶屋七丁目	
		津市高茶屋七丁目	
7486	高茶屋里ノ上第66号線	津市高茶屋七丁目	
		津市高茶屋七丁目	
2593	西鷹跡29号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
814	東豊久野7号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	
2125	小路垣内広垣内線	津市一志町波瀬	
		津市一志町波瀬	

津市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
7485	高茶屋里ノ上第 65号線	津市高茶屋七丁目3922番10地 先から津市高茶屋七丁目3922番 11地先まで	48.9
			6.0～ 13.1
7486	高茶屋里ノ上第 66号線	津市高茶屋七丁目3922番8地先 から津市高茶屋七丁目3922番7 地先まで	28.3
			6.0～ 9.6
2593	西鷹跡29号線	津市久居西鷹跡町590番1地先か ら津市久居西鷹跡町590番5地先 まで	60.5
			6.0～ 13.1
814	東豊久野7号線	津市芸濃町棕本字東豊久野2968 番7地先から津市芸濃町棕本字東豊 久野2968番9地先まで	18.8
			6.0～ 13.1
2125	小路垣内広垣内 線	津市一志町波瀬字小路垣内6467 番1地先から津市一志町波瀬字広垣 内7200番1地先まで	1026.0
			3.2～ 15.1
4362	半田久居線	津市半田字稗原1533番3地先か ら津市半田字口中面3388番1地 先まで	1231.1
			11.9～ 69.0
6223	雲出野田線	津市半田字口中面3350番5地先 から津市半田字口中面3324番3 地先まで	231.6
			14.5～ 71.6

津市告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 6228 藤方第17号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋小森上野町字鹿ヶ谷627番1地先から津市藤方字上り坂288番1地先まで	旧 新	4.0～ 14.8	126.4
津市高茶屋小森上野町字鹿ヶ谷627番1地先から津市藤方字上り坂288番1地先まで	新	6.2～ 19.8	134.2

2 路線名 2116 小路垣内116号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町波瀬字小路垣内6465番1地先内	新	18.0～ 18.4	1.8

3 路線名 9128 井ノ口線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町波瀬字井ノ口5764番1地先から津市一志町波瀬字桶屋敷6463番1地先まで	旧	8.4～ 13.7	55.8
津市一志町波瀬字井ノ口5764番1地先から津市一志町波瀬字桶屋敷6463番1地先まで	新	8.4～ 24.9	55.8

4 路線名 2 南家城二俣福田山線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町二俣字きとら339番3地先から津市白山町二俣字諸の垣内778番6地先まで	旧	4.2～ 6.1	29.2
津市白山町二俣字きとら339番3地先から津市白山町二俣字諸の垣内778番6地先まで	新	4.4～ 9.1	29.2

津市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
7485	高茶屋里ノ上第 65号線	津市高茶屋七丁目3922番 10地先から津市高茶屋七丁 目3922番11地先まで	令和4年3月3 0日
7486	高茶屋里ノ上第 66号線	津市高茶屋七丁目3922番 8地先から津市高茶屋七丁目 3922番7地先まで	令和4年3月3 0日
2593	西鷹跡29号線	津市久居西鷹跡町590番1 地先から津市久居西鷹跡町5 90番5地先まで	令和4年3月3 0日
814	東豊久野7号線	津市芸濃町棕本字東豊久野2 968番7地先から津市芸濃 町棕本字東豊久野2968番 9地先まで	令和4年3月3 0日
2	南家城二俣福田 山線	津市白山町二俣字きとら33 9番3地先から津市白山町二 俣字諸の垣内778番6地先 まで	令和4年3月3 0日
7081	三谷中津線	津市美杉町下之川字中津51 38番4地先から津市美杉町 下之川字中津5140番5地 先まで	令和4年3月3 0日

津市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び津市財政公表条例（平成18年津市条例第51号）第3条の規定により、令和4年2月28日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和4年2月28日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	126,784,773	96,652,881	76.2%	126,784,773	82,875,637	65.4%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,144,424	20,934,200	77.1%	27,144,424	22,149,928	81.6%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	64,403	30,832	47.9%	64,403	39,262	61.0%
介護保険事業 特別会計	29,812,458	22,645,199	76.0%	29,812,458	24,847,775	83.3%
後期高齢者医療事業 特別会計	7,019,770	2,658,271	37.9%	7,019,770	5,664,337	80.7%
市営浄化槽事業 特別会計	441,309	86,788	19.7%	441,309	317,071	71.8%
共同污水处理施設事業 特別会計	123,238	90,154	73.2%	123,238	84,994	69.0%
農業集落排水事業 特別会計	588,288	110,673	18.8%	588,288	345,874	58.8%
土地区画整理事業 特別会計	304,365	2	0.0%	304,365	137,222	45.1%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	34,935	70,287	201.2%	34,935	7,053	20.2%
棕本財産区 特別会計	501	6	1.2%	501	56	11.2%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和4年2月28日現在

(1) 収入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	39,508,520	36,104,273	91.4%
2 地 方 譲 与 税	980,107	714,260	72.9%
3 利 子 割 交 付 金	45,000	25,290	56.2%
4 配 当 割 交 付 金	160,000	67,900	42.4%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000		
6 法 人 事 業 税 交 付 金	483,000	413,989	85.7%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	5,899,000	5,044,034	85.5%
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	220,000	226,821	103.1%
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	4	400.0%
10 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000	68,954	86.2%
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	43,958	102.2%
12 地 方 特 例 交 付 金	483,547	289,547	59.9%
13 地 方 交 付 税	18,069,026	18,808,521	104.1%
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000	18,154	53.4%
15 分 担 金 及 び 負 担 金	664,661	487,758	73.4%
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1,899,544	1,530,869	80.6%
17 国 庫 支 出 金	30,166,396	19,713,323	65.3%
18 県 支 出 金	8,280,928	3,931,278	47.5%
19 財 産 収 入	233,110	271,874	116.6%
20 寄 附 金	251,142	248,914	99.1%
21 繰 入 金	6,397,636		
22 繰 越 金	2,898,117	2,898,118	100.0%
23 諸 収 入	982,738	537,842	54.7%
24 市 債	8,930,300	5,207,200	58.3%
合 計	126,784,773	96,652,881	76.2%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	580,214	527,315	90.9%
2 総 務 費	15,722,710	11,888,942	75.6%
3 民 生 費	51,609,938	33,994,722	65.9%
4 衛 生 費	13,695,426	7,938,324	58.0%
5 労 働 費	79,566	64,675	81.3%
6 農 林 水 産 業 費	2,542,842	1,210,028	47.6%
7 商 工 費	1,929,687	1,080,452	56.0%
8 土 木 費	15,693,552	9,797,358	62.4%
9 消 防 費	3,841,421	3,218,372	83.8%
10 教 育 費	10,041,698	7,718,739	76.9%
11 災 害 復 旧 費	2,916	1,433	49.1%
12 公 債 費	10,955,238	5,435,277	49.6%
13 諸 支 出 金	22,100		
14 予 備 費	67,465		
合 計	126,784,773	82,875,637	65.4%

3 市債の状況

令和4年2月28日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普通債	54,707,579	49.7
	(1) 総務	22,247,790	20.1
	(2) 民生	2,131,845	2.1
	(3) 衛生	5,651,411	5.1
	(4) 農林水産業	1,027,996	0.9
	(5) 商工	137,304	0.1
	(6) 土木	10,895,374	9.9
	(7) 消防	1,318,511	1.2
	(8) 教育	11,297,348	10.3
	2 災害復旧債	583,981	0.5
	(1) 農林水産業	22,395	0.0
	(2) 土木	561,586	0.5
	3 その他	54,783,045	49.8
	(1) 臨時財政対策債	53,921,612	49.0
	(2) その他	861,433	0.8
		計	110,074,605
特別会計	国民健康保険	9,168	0.3
	市営浄化槽	178,958	5.4
	農業集落排水	2,015,389	60.4
	土地区画整理	1,135,635	33.9
	住宅新築資金等貸付	626	0.0
		計	3,339,776
合計		113,414,381	

令和4年2月28日現在 一時借入金 〇千円

4 基金の状況

令和4年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	10,001,105
減 債 基 金	847,641
椋 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	14,117
国 際 交 流 推 進 基 金	218,106
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,216,806
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	2,276,079
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	5,147
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,987
緑 化 基 金	109,983
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	1
文 化 振 興 基 金	214,325
ま ち づ ぐ り 振 興 基 金	1,910,819
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	218,599
公 共 施 設 整 備 基 金	558,647
環 境 対 策 推 進 基 金	596
美 杉 地 域 振 興 事 業 基 金	311,665
市 営 浄 化 槽 事 業 基 金	31,283
森 林 環 境 基 金	12,485
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 基 金	359,324
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 基 金	0
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	250,000
合 計	18,564,715

5 市有財産の状況

令和4年2月28日現在

有価証券等	2,340,498千円
自動車	659台
建物	1,086,657.96㎡
土地	21,497,159.84㎡

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和4年2月28日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
62,845 円	市民税	135,639 円
64,608 円	固定資産税	139,445 円
8,088 円	都市計画税	17,456 円
5,666 円	市たばこ税	12,229 円
2,913 円	軽自動車税	6,288 円
64 円	入湯税	138 円
260 円	その他	562 円
144,444 円	計	311,757 円

※人口273,522人、世帯数126,729世帯（令和4年2月28日現在）にて算出しています。

津市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人安濃津福祉会
- 2 事業所の名称
あゆみ野相談支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市一身田大古曾1453番地3
- 4 指定年月日
令和4年4月1日
- 5 指定事業の種類
 - (1) 特定相談支援
 - (2) 障害児相談支援
- 6 事業所番号
 - (1) 特定相談支援事業所 2430502845
 - (2) 障害児相談支援事業所 2470500790

津市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年安濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水1123番地

代表者 築原 了

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	浅生 英典 三重県津市安濃町清水709番地
変更後	築原 了 三重県津市安濃町清水295番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和4年3月6日の定期総会において改選されたため。

津市告示第50号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示し、同法第49条の6第1項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
三愛物産株式会社三重支店	津市藤方1165番地1					○			

2 指定の取消し

種類	避難場所	所在地
一時避難場所	県庁前公園	津市栄町一丁目956番地
一時避難場所	美里高齢者生活福祉センター	津市美里町家所2123番地

津市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第6号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加字寺台516番地

代表者 吉川 彰

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	海野 幸二 三重県津市安濃町栗加340番地
変更後	吉川 彰 三重県津市安濃町栗加934番地4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年2月21日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市公告第 3 1 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 3 5 条第 1 項の規定により経営管理実施権配分計画を定めましたので、同法第 3 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 経営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在 (地区名)	面積	森林所 有者数	筆数	経営管理実施権 の存続期間
芸濃配 1-1	芸濃町河内	10.29ha	2 件	29 筆	令和 9 年 12 月 31 日まで

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

名 称	中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美
所在地	津市白山町南家城 9 1 5 番地の 1

3 縦覧場所

津市農林水産部林業振興室（津市白山町川口 8 9 2 番地津市白山庁舎 2 階）
及び津市ホームページ（<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1643363377027/index.html>）

4 本公告により、森林所有者及び津市に経営管理受益権が、2 の林業経営者に経営管理実施権が設定されます。

津市公告第32号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができます。

令和4年3月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

津市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法及び申出に当たつての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、直接持参又は郵送してください。

津市公告第 3 3 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めましたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在 (地区名)	面積	森林所 有者数	筆数	経営管理権 の存続期間
芸濃 2	1~7、9、 11~15、 17~52 芸濃町河内	95.90ha	49 件	239 筆	15 年

2 縦覧場所

津市農林水産部林業振興室（津市白山町川口 8 9 2 番地津市白山庁舎 2 階）
及び津市ホームページ（<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1603776533231/index.html>）

3 本公告により、津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定されます。

津市公告第34号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月22日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

504032201

公 告 日	令和4年3月22日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和3年度南道維債第4号 雲出本郷町地内道路改修（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 雲出本郷町	地内		
工 事 概 要	表層 837m ²			
工 期	契約締結の日から 令和4年7月1日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年4月1日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和4年4月1日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和4年3月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年3月29日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年4月1日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月6日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,513,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

504032202

公告日	令和4年3月22日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和3年度南橋維補第1号 4003-1号橋及び新田橋橋梁長寿命化修繕(上部工)工事			
工事場所	津市 美杉町三多気及び美杉町上多気 地内			
工事概要	床版取替工 一式 橋梁塗装工 61m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年10月28日 まで			
発注業種	鋼構造物			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり鋼構造物工事で発注された、鋼橋架設工事又は修繕工事(ただし、いずれの場合も支間長7m以上かつ幅員4m以上の鋼道路橋(歩道橋を除く。))に限る。		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和元年10月1日~令和2年9月30日)		
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年4月1日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年4月1日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和4年3月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年3月29日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年4月1日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和4年4月6日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	9,069,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

504032203

公告日	令和4年3月22日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和3年度建整公園補第4号 香良洲高台防災公園整備工事（その3）			
工事場所	津市 香良洲町	地内		
工事概要	コンクリートブロック工 1, 519m ² 植生工 2, 740m ² プレキャストカルバート工 62m			
工期	契約締結の日から 令和4年12月2日 まで			
発注業種	造園			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年4月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年4月8日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年3月30日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年4月4日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年4月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年4月13日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	75,070,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月23日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和4年3月17日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居新町1176番2ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市東磯山3丁目7番18号
有限会社アールアンドケイハウジング
代表取締役 喜田 創

津市公告第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月23日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和4年3月18日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字下モ田3153番ほか6筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市高岡町654番地の1
株式会社サクシードインベストメント
代表取締役 瀬古 恭裕

津市公告第 37 号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 施行者の名称
津市
- 2 事業施行期間
平成 8 年 3 月 14 日から令和 5 年 3 月 31 日
- 3 施行地区
津市栄町三丁目、栄町四丁目、上浜町一丁目及び羽所町の一部
- 4 事業の名称
津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
津市上浜町一丁目 39 番地 2
津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所
- 6 事業計画の決定の年月日
平成 8 年 3 月 14 日
- 7 変更の年月日
令和 4 年 3 月 25 日

津市公告第38号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る事業計画を変更しましたので、施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により、次の場所において公衆の縦覧に供します。

令和4年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市上浜町一丁目39番地2

津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

津市公告第39号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

504032801

公告日	令和4年3月28日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和3年度南道維償第5号 雲出本郷町地内道路改修（舗装）工事			
工事場所	津市 雲出本郷町	地内		
工事概要	表層 837m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年7月8日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年4月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年4月8日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年3月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年4月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年4月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年4月13日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	6,644,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

504032802

公告日	令和4年3月28日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和3年度南橋維補第3号 4003-1号橋及び新田橋橋梁長寿命化修繕（上部工）工事			
工事場所	津市 美杉町三多気及び美杉町上多気 地内			
工事概要	床版取替工 一式 橋梁塗装工 61m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年11月4日 まで			
発注業種	鋼構造物			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり鋼構造物工事で発注された、鋼橋架設工事又は修繕工事(ただし、いずれの場合も支間長7m以上かつ幅員4m以上の鋼道路橋(歩道橋を除く。)に限る。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和元年10月1日~令和2年9月30日)		
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年4月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年4月8日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和4年3月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年4月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年4月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和4年4月13日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	9,100,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第40号

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務について、別紙のとおり公募型企画提案を実施するので、公告します。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務公募型企画提案について

1 業務概要

(1) 業務名

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス業務

(2) 契約期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

(3) 提案上限額（消費税額を含まない金額）

(単位:千円)

年度	令和4年度	令和5年度から令和8年度まで	令和9年度
上限額	26,990	53,979（1年度当たり）	26,990

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、津市に本店又は支店等を有する事業者（共同の実施体制を可とする）、若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する）と他の事業者との共同の業務実施体制であり、事業者（共同の実施体制の場合は代表となる事業者）は以下の参加資格要件全てを満たし、代表となる事業者以外の事業者は以下の(1)~(11)の参加要件を満たすこと。

なお、参加申込書の提出から契約を締結するまでの間に要件を満たすことができなくなった場合は失格とする。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうちカ又はキを提出し確認を受けること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

オ 印鑑（登録）証明書

カ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

ク 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ケ 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から第2次審査までの間において津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年訓34号）別表に該当しないこと。
- (8) ISO9001の認証を取得していること。
- (9) ISO/IEC27001（ISMS）の認証を取得していること。
- (10) プライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許諾を受けていること。
- (11) 公告日を起点として過去10年の間に自治体（人口10万人以上）への教育情報ネットワークシステムの導入実績を有すること。

3 企画提案実施スケジュール

本企画提案は、以下の日程で行う。

公告	令和4年3月31日（木）
参加申込書提出期限	令和4年4月15日（金）午後4時まで
質問書の受付	令和4年4月20日（水）午後4時まで
質問書の回答期限	令和4年4月22日（金）市ホームページへ掲載
提案書提出期限	令和4年4月28日（木）午後4時まで ※参加辞退届についても同様。
第1次審査（書面審査）	令和4年5月10日（火）
第1次審査結果通知	令和4年5月13日（金）までに
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和4年5月23日（月）
審査結果通知	令和4年5月27日（金）

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本企画提案に関する詳細は、「津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務プロポーザル実施要領」による。

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウド
サービス利用業務プロポーザル実施要領

令和4年4月

津 市

1 趣旨

本市は、令和4年度から本市の教育情報ネットワークシステムの更新を行うこととしている。

教育情報ネットワークシステムの更新及び運用を行う事業者の決定に当たっては、校務事務等に支障をきたすことのないよう、安全かつ確実な稼動を優先しつつ、職員の負担を軽減し、民間の専門的知識とノウハウを活用し優れたクラウドサービスの提供に係る提案を採用するため、公募型企画提案（プロポーザル）方式により決定する。

2 業務の概要

本市の現在の教育情報ネットワークシステムは、市内小・中学校（義務教育学校を含む。）、教育研究所など77拠点をT L S (Transport Layer Security)回線で民間のI D C (Information Data Center)に接続し、インターネット環境の整備や、学校ホームページ、Webメールの管理を行うとともに、ファイル管理、資産管理、学校グループウェア、情報セキュリティ対策（情報セキュリティポリシーの改訂を含む。）を行う情報基盤システム群と、児童・生徒情報の管理を行う校務支援システム、保健管理システム、学校備品管理システムなどの校務支援システム群からなっており、今回、これらのシステムを一括して更新する。

(1) 履行期間

本プロポーザル対象の業務の履行期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。

(2) 履行要件

教育情報ネットワークサービスの構築、クラウドサービスによる提供、クラウドサービスの運用・維持管理業務を一括して調達する。

(3) 提案上限額（消費税額を含まない金額）

令和4年度	26,989,422円
令和5年度	53,978,844円
令和6年度	53,978,844円
令和7年度	53,978,844円
令和8年度	53,978,844円
令和9年度	26,989,422円
合計	269,894,220円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、令和5年度以降の金額については、予算の予定額であり、確定していない。

また、後述する見積書内訳を提出する際は、年度別の提案上限額を超えてはならない。年度別の提案上限額を超えた提案については失格とする。

3 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、津市に本店又は支店等を有する事業者（共同の実施体制を可とする。）、若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する）と他の事業者との共同の業務実施体制であり、事業者（共同の実施体制の場合は代表となる事業者）は以下の参加資格要件全てを満たし、代表となる事業者以外の事業者は以下の(1)~(10)の参加要件を満たすこと。なお、参加申込書の提出から契約を締結するまでの間に要件を満たすことができなくなった場合は失格とする。

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうちカ又はキを提出し確認を受けること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

オ 印鑑（登録）証明書

カ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

ク 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ケ 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から第2次審査までの間において津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年訓34号）別表に該当しないこと。
- (8) ISO9001の認証を取得していること。
- (9) ISO/IEC27001（ISMS）の認証を取得していること。
- (10) プライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許諾を受けていること。
- (11) 公告日を起点として過去10年の間に自治体（人口10万人以上）への教育情報ネットワークシステムの導入実績を有すること。

4 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和4年3月31日（木）
参加申込書提出期限	令和4年4月15日（金）午後4時まで
質問書の受付	令和4年4月20日（水）午後4時まで
質問書の回答期限	令和4年4月22日（金）HPへ掲載
提案書提出期限	令和4年4月28日（木）午後4時まで ※参加辞退届についても同様。
第1次審査（書面審査）	令和4年5月10日（火）
第1次審査結果通知	令和4年5月13日（金）までに
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和4年5月23日（月）
審査結果通知	令和4年5月27日（金）

5 本プロポーザルへの参加申込書及び提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

(ア) 提出書類

A 参加申込書（様式第1号）

B 宣誓書（様式第2号）

C 会社概要等整理表（様式第3-1号、第3-2号）

(イ) 提出期限

令和4年4月15日（金）午後4時まで

※遅れた場合は参加を認めない

(ウ) 提出部数

1部

(エ) 提出先

〒514-8611

三重県津市西丸之内37番8号

津市教育委員会事務局 教育総務課 経理・指導担当

☎059-229-3241

(オ) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送により提出する場合は、電話等により到着確認を行うこと。

イ 企画提案に関するもの

(ア) 提出書類等

A 提案書

【作成要領】

a 提案書の表紙には、「津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名の記載及び押印は正本のみとし、副本（写し）については、提案者名及び押印の他、社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないこと。

b 提案書は、日本語（適さない箇所除く）で表記し、本文の総ページ数（空白や指定様式は含まない）200ページ以内とする。また、提案書はA4版横書きとし、A3版は2ページとカウントする。

c 「資料1-1・2 機能要件対応表」の記載方法は以下のとおりとする。

① Fit&Gap 分析結果（記載必須）

各項目内容の対応について、以下から選択すること。

◎：対応可能

※現時点では対応していないが、サービス提供開始までに可能である場合を含む

○：代替案等（EUC等）にて対応可能

※カスタマイズを回避でき、職員負担が少ない内容であること

△：カスタマイズ等にて対応可能

※カスタマイズ費用は提案上限額に含む

×：対応不可

② 対応内容（記載必須）

「判定結果」の回答が「○」（代替案等にて対応可能）の場合に、その内容を記入すること。

③ 代替案等の採用実績（記載必須）

「判定結果」の回答が「○」（代替案にて対応可能）の場合に、「代替案の内容」について他の地方公共団体等に採用された実績について記入すること。

補足説明資料は提案書とは別途作成・製本するものとする。（A4版、様式自由、提案書のページ数（200ページ以内）には含まない。）とする。

表題は「機能要件対応表補足説明資料」とすることとし、補足説明資料の各ページには、該当する項番（資料1-○ 機能要件対応表（○○○系）項番○○○）を記載すること

d 提案書については、以下の書類ごとにホッチキス等により書類が分離しないよう製本すること。

- ① 提案書（本体）
- ② 機能要件対応表
- ③ 機能要件対応表補足説明資料

e 既製のソフトウェア製品を利用した提案を行う場合には、参考資料として製品説明書やパンフレット等を2部提出すること。

f 提案書に事例を挙げる場合は、機密情報及び個人情報等の使用に十分に留意すること。

【提出部数】

a 提案書（本体）

正本1部（使用印押印）、副本（写し）30部 計31部

b 機能要件対応表 2部

c 機能要件対応表補足説明資料 2部

なお、上記 a から c までの電子データを収録した媒体（CD-R又はDVD-R）を1枚提出すること。データ形式は、a 及び c はPDF形式、b はExcel形式とする。

B 業務実施体制概要書（様式第4-1号、第4-2号）

【作成要領】

a 業務に参加する企業の役割・体制について記載すること。

b 参加企業全てについて記載すること。

※副本（写し）には会社名を記載しないこと。

【提出部数】

正本1部、副本（写し）30部 計31部

C 見積書（様式第5号）

【作成要領】

a 各年度別に、各項目に応じた経費の積算を行うこと。

b 各年度別における提案上限額を超えた場合は失格となるため、注意すること。

【提出部数】

正本1部（使用印押印。封入封緘押印のこと）

D 提案書記載項目（様式第6号）

【作成要領】

様式第6号の項目に提案書の該当ページを記載すること。

【提出部数】

31部

E A 提案書の内容に関する説明DVD

【作成要領】

第1次審査を円滑に実施するため、A 提案書の内容に沿った紹介DVD（PCで再生可能な動画ファイルで、1時間程度にまとめたもの）を作成し、提出すること。

【提出部数】

2枚

(イ) 提出期限

令和4年4月28日（木）午後4時まで

※遅れた場合は参加を認めない

(ウ) 提出先

「12 提出先・問い合わせ先」のとおり

(エ) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

(2) その他留意事項

ア 上記提出期限に参加申込書及び提案書等を提出しない者は本プロポーザルに参加できない。

イ 提案者（共同の事業実施体制における構成事業者を含む）は、一つの提案しか行うことができない。

ウ 提出された参加申込書及び提案書等の差し替え、再提出は認めない。

エ 参加申込書及び提案書等に使用する言語は日本語（適さない箇所を除く。）、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

オ 次のいずれかに該当する提案は無効とする。

(ア) 「3 参加資格要件」に示した要件を満たさない者が行った提案

(イ) 「参加申込書」に記載された者以外が行った提案

(ウ) 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない提案

(エ) 参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った提案

(オ) 「2（4）提案上限額」に示す年度別の提案上限額を超えた提案

(カ) その他、実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した提案

カ 参加申込書及び提案書等の受付時において、本市は、その内容及び数量等について一切の点検を行わない。各指示事項に不備がある場合には、審査で失格となるため、注意すること。

キ 参加申込書及び提案書等の受付時に、受理番号を記載した提案書等受理票を発行する。受理番号は、以後の審査において使用する必要があるため、留意するこ

と。郵送による提出の場合は、提案書等受理票を郵送する。

ク 参加申込書及び提案書等は、選定作業の過程で複製を行う場合がある。提案者は参加申込書及び提案書等の複製に同意したものとみなす。

6 提案書記載項目（以下の項目に従って作成すること。）

提案書に記載する項目は次のとおりである。なお、提案に対する評価項目は下記のとおりであり、これらの項目に漏れがある場合は評価に影響があるため、注意すること。

提案書記載項目

1. 提案全体	
※本市における次期教育情報ネットワークに係るクラウドサービスの考え方、地場企業の活用事業運営方針、事業実施にあたって想定される課題やリスクに対する考え方などを提案すること。	
	1. 1. 提案コンセプト
	1. 1. 1. 本事業の内容の理解度
	1. 1. 2. 本事業の実現方法
	1. 1. 3. 本事業に係る地場企業活用の考え方
	1. 1. 4. 本事業に係るクラウドサービス提供形態の考え方
2. 実施体制	
※事業の実施体制（参加企業ごとの役割分担・保有資格、人員体制など）について提案すること。	
	2. 1. 事業実施体制（企業）
	2. 1. 1. 事業実施体制（参加企業）と役割分担
	2. 1. 2. 保有資格
	2. 2. 各業務実施体制（人員）
	2. 2. 1. 責任者
	2. 2. 2. 業務遂行体制
3. 教育情報ネットワークサービス（提案システム及び機能）	
※今回更新する教育ネットワークシステム全般（情報基盤システム群・校務支援システム群）に関して、ネットワーク環境、システム内容、ハードウェア、ソフトウェア、ユーザインタフェース、拡張性などについて提案すること。また、システム更新の進め方についても提案すること。	
	3. 1. 教育ネットワークシステム全般（情報基盤システム群・校務支援システム群）の業務・機能に関する事項
	3. 1. 1. 教育ネットワークシステム全般（情報基盤システム群・校務支援システム群）の機能要件の適合度 ※教育ネットワークシステム全般（情報基盤システム群・校務支援システム群）について、「機能要件対応表」に各要件の実現可否や対応内容を記載すること。
	3. 1. 2. 教育ネットワークシステム全般（情報基盤システム群・校務支援システム群）等のアピールポイント ※今回提案する次期教育ネットワークシステム（情報基盤システム群）と各業務システム（校務支援システム群）についての解決策の提案、その他提案パッケージのアピールポイント等を「機能要件対応表補足説明資料」として記載すること。

	3. 1. 3. 校務支援システム群におけるパッケージソフトウェアの特性
	3. 1. 3. 1. 一般財団法人全国地域情報化推進協会全国地域情報化推進協会 (APPLIC) が公開している「地域情報プラットフォーム標準仕様書」のうち、「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」への準拠度
	3. 1. 3. 2. 導入を想定しているパッケージソフトウェアの導入実績等
	3. 1. 3. 3. 法改正対応、バージョンアップなどの対応方式
	3. 1. 4. 校務支援システム群における共通機能
	3. 1. 4. 1. EUC機能
	3. 1. 4. 2. 運用管理機能
	3. 1. 4. 3. バッチ処理機能
	3. 1. 4. 4. 文字コード
	3. 1. 4. 5. 操作性など
	3. 2. 校務支援システム群におけるシステム方式に関する事項
	3. 2. 1. システム全体構成要件の実現方法
	3. 2. 2. 性能要件の実現方法
	3. 3. 校務支援システム群におけるユーザインタフェースに関する事項
	3. 3. 1. 画面要件の実現性
	3. 3. 2. 帳票要件の実現性
	3. 4. 校務支援システム群における外部インターフェースに関する事項
	3. 4. 1. 外部インターフェース要件の実現方法
	3. 5. 校務支援システム群の稼働環境に関する事項
	3. 5. 1. ネットワーク要件の実現方法
	3. 5. 2. ハードウェア要件の実現方法
	3. 5. 3. ソフトウェア要件の実現方法
	3. 6. 情報セキュリティに関する事項
	3. 6. 1. 情報セキュリティ要件の実現方法
	3. 6. 1. 1. ユーザ認証・アクセス制御
	3. 6. 1. 2. 利用状況等の記録
	3. 6. 1. 3. ぜい弱性診断
	3. 6. 1. 4. データ暗号化
	3. 6. 1. 5. バックアップ・リストア
	3. 6. 1. 6. 媒体の保管管理
	3. 6. 1. 7. データセンター利用に係る建物、電源（空調等）
	3. 6. 1. 8. 情報セキュリティポリシー策定支援の考え方
	3. 6. 2. 災害等の対応

	※災害・危機事象発生時の業務継続の考え方など
	3. 6. 3. その他情報セキュリティ強化策
	3. 7. クラウドサービス導入初期に関する事項
	3. 7. 1. プロジェクトマネジメント
	3. 7. 2. 作業体制
	3. 7. 3. 要件定義・基本設計の進め方
	3. 7. 4. 受入テストの支援内容
	3. 7. 5. システム移行要件の実現方法
	3. 7. 6. 教育・研修要件の実現方法
	3. 8. クラウドサービス運用・保守に関する事項
	3. 8. 1. 作業体制
	3. 8. 2. 運用要件の実現方法
	3. 9. クラウドサービス運用施設・設備に関する事項
	3. 9. 1. 運用施設・設備の仕様
	3. 10. クラウドサービス契約満了時の処理に関する事項
	3. 10. 1. 移行データの提供
	3. 10. 2. データの抹消
	4. クラウドサービス運用・維持管理等 ※今回更新する教育ネットワークシステム全般（情報基盤システム群・校務支援システム群）に関して、運用・維持管理について提案すること。また、ヘルプデスクについても提案すること。
	4. 1. クラウドサービス運用・維持管理業務
	4. 1. 1. 連絡体制
	4. 1. 2. サービス内容
	4. 1. 2. 1. サービス時間
	4. 1. 2. 2. サービス仕様
	4. 1. 2. 2. 1. 障害管理
	4. 1. 2. 2. 2. 保守
	4. 1. 2. 2. 3. 構成管理・見直し等
	4. 1. 2. 2. 4. 現地フィールドサポート
	4. 2. クラウドサービス運用時に係るヘルプデスク業務
	4. 2. 1. サービス内容
	4. 2. 1. 1. サービス時間
	4. 2. 1. 2. サービス仕様
	4. 2. 2. 実施体制
	4. 2. 3. 業務フロー・運営ルール

	4. 2. 4. 業務効率向上について
	4. 3. クラウドサービス利用に係る研修業務
	4. 3. 1. システム研修実施方法
	4. 3. 1. 1. 一般利用者に対する研修
	4. 3. 1. 2. システム担当者に対する研修
	4. 3. 1. 3. 情報セキュリティ全般に関する研修
5. S L A（サービスレベルアグリーメント）について ※S L Aの考え方及びS L A内容について提案すること。	
	5. 1. サービスレベルアグリーメントの考え方について
	5. 2. S L A（案）
6. クラウドサービス提供に係る作業スケジュール ※導入～運用の作業スケジュールを提案すること。	
	6. 1. 全体スケジュール
	6. 2. 初期導入フェーズ
	6. 3. 移行フェーズ
	6. 4. 運用フェーズ
7. 受注者と本市の作業区分 ※各業務において、受注者と本市の作業区分を提案すること。	
8. その他 ※その他上記提案内容以外の有益な提案内容について提案すること。	
	8. 1. 追加提案 ※教員等の働き方改革等につながる児童・生徒用フィルタリングサービス、教育用AI、教育用IoT、教育DX等の活用などについて提案すること。
9. 費用 ※見積書（様式第5号）に記載すること。	

※提案要求事項の詳細については、「津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務仕様書」及びを参照のこと。

7 本プロポーザルに関する質問受付について

本プロポーザルに関する質問受付方法及び回答方法は次のとおりとする。

(1) 受付方法について

ア 受付期間

公告の日から令和4年4月20日（水）午後4時まで

イ 質問方法

質問書（様式第7号）に質問事項を記入し、「12 提出先・問い合わせ先」の電子メールアドレスに送信すること。なお、受信確認のため必ず電話連絡を行うこ

と。

(2) 回答方法について

ア 回答日時

令和4年4月22日(金)HPに掲載

イ 回答方法

津市ホームページ(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>)内の本プロポーザル記事内にて回答する。

ウ 注意事項

受付期間外に提出された質問及び指定方法以外の方法で提出された質問については、一切受け付けない。

8 提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査及び評価方法

受注者選考に当たっては、津市教育情報ネットワークに係るクラウドサービス利用業務プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者(以下「最優先候補者」という。)として選考する。

評価基準は様式第6号の項目を対象とする評価による。

(2) 第1次審査の実施について

第1次審査では、提案書記載内容の技術評価(書面審査)及び価格評価を行い、それら評価点の合計点の上位3者を第1次審査通過者として選定する。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況などにより、全員が集まる集合形式による審査会ではない方法で実施する場合がある。

(3) 第2次審査の実施について

第2次審査では、提案書記載内容等について評価するため、プレゼンテーションを下記の日時にて実施する。冒頭に1次審査会からの質疑応答(10分間)を行い、その後、プレゼンテーション(説明30分、質疑応答20分以内)を行う。プレゼンテーションの参加人数は10名までとする。

なお、プレゼンテーションには業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者が主となり提案を行うこと。

ア 日時

令和4年5月23日(月)※開始時間は追って通知する。

イ 場所

津市教育委員会庁舎4F 教育委員会室(津市西丸之内37番8号)

※ プレゼンテーションの説明に必要な機材のうちプロジェクター及びスクリーンは本市において準備するが、その他必要とする機材については、提案者が

手配すること。

※ 日時、場所、説明時間に変更がある場合もあるので留意すること。詳細については、第1次審査通過者に別途通知する。

※ 技術評価（第1次審査：配点1,300点、第2次審査：配点300点）及び価格評価（配点400点）の評価点の合計点により最優先候補者を選定する。ただし、技術評価の評価点が配点の50%（800点）に満たない提案者は選定対象から除外する。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況などにより、上記場所における集合形式でのプレゼンテーションを実施できない場合は、録画視聴形式（提案者にてプレゼンテーションの模様を録画した媒体（DVD-R等）を提出していただき、審査者が動画を視聴する形式）でのプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの実施形式については、令和4年5月18日（水）までにすべての提案者に通知する。

（4）審査結果の通知について

ア 第1次審査の結果については、令和4年5月13日（金）までに通知する。

イ 第2次審査の結果については、令和4年5月27日（金）までに通知する。

9 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を提出し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、本市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

10 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		△（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

- (注1) 提案書及びその他提出書類には、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られた場合のみ開示とする。
- (注2) 見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することができる。
- (注3) 候補者決定後の開示とする。
- (注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

11 留意事項

- (1) 提案者は、参加申込書の提出後において、以下に示す現行システム関連資料の貸与を受けることができる。貸与を希望する場合は、守秘義務に関する誓約書及び借用書を本市に提出すること。
- ア 現行ネットワーク構成図
 - イ 現行サーバ等構成図
- (2) 参加申込書及び提案書等の作成、提出、プレゼンテーションへの参加等に要する一切の経費は、提案者の負担とする。また提出された書類は返却しない。
- (3) 参加申込書等の提出後、本プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、参加辞退届（様式第8号）を令和4年4月28日（木）午後4時までに「12 提出先・問い合わせ先」に提出すること。なお、既に提出された書類については返却しない。
- (4) 提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に本市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す書類等を添付すること。
- (5) 提案者は、「10 情報公開基準」に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。
- (6) 提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (7) 本プロポーザルの仕様書をもとに各業務契約の仕様書を作成するが、本市の判断で候補者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。提案書に記載された内容及びプレゼンテーションでの説明事項は、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (8) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても本市に別途費用を請求することはできない。
- (9) 本プロポーザルは、本事案関係予算に係る本市議会での議決を得られることを条件としている。
- 本事案関係予算が成立しなかった場合には、本プロポーザルに係る契約を行うことができない。また、本プロポーザルに要したすべての費用について本市に請求す

ることはできず、提案者の負担となることに留意すること。

(10) 本プロポーザルに関する規程等は、下記URLを参照すること。

【津市条規類集・要綱集】https://www3.e-reikinet.jp/tsu/dlw_reiki/reiki.html

(11) 新型コロナウイルス感染症の影響

本市並びに提案者（契約後も含む）が、新型コロナウイルス感染症の影響により、公募型企画提案（プロポーザル）の実施並びに契約後の事業推進や納期に影響が出た場合は、本市と提案者（受注者含む）協議の上で、改めて事業のスケジュール等を決定すること。

12 提出先・問い合わせ先

〒514-8611 三重県津市西丸之内37番8号

津市教育委員会事務局 教育総務課 経理・指導担当

電話番号：059-229-3241

FAX番号：059-229-3332

電子メールアドレス：229-3292@city.tsu.lg.jp

津市公告第41号

三重県知事による津都市計画公園事業の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
4・4・7号香良洲高台防災公園
- 2 施行者の名称
津市
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内23番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

津市公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業4・4・7号香良洲高台防災公園の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公告第43号

三重県知事による津都市計画公園事業の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
5・5・3号中勢グリーンパーク
- 2 施行者の名称
津市
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内23番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

津市公告第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業5・5・3号中勢グリーンパークの変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

令和4年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

津市上下水道事業管理者 田村 学

津市上下水道事業管理規程第1号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程

(津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成27年津市上下水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同表上記の受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者の項中

「	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地(管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。)	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園等	75	を
---	--	--------------------------------	----	---

「	私立学校法(昭和24年法律第270号)	私立の小学校、中学校、高等学校、大学	75	
---	---------------------	--------------------	----	--

第3条に規定する学校法人が設置する学校等に係る土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。）	、特別支援学校、幼稚園等	
社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設用地及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設用地	母子生活支援施設、児童養護施設、養護老人ホーム、保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設等	75

に改め、「踏

切道」の次に「、線路用地」を加える。

（津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部改正）

第2条 津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同表上記の受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者の項中

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものに係る	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園等	75
---	--------------------------------	----

を

土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。）		
-------------------------------	--	--

私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校等に係る土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。）	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園等	75
社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設用地及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設用地	母子生活支援施設、児童養護施設、養護老人ホーム、保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設等	75

に改め、「踏

切道」の次に「、線路用地」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
（津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第2の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の減免に係る申請について適用し、施行日前の減免に係る申請については、なお従前の例による。
（津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金

に関する条例施行規程別表第 2 の規定は、施行日以後の減免に係る申請について適用し、施行日前の減免に係る申請については、なお従前の例による。

津市上下水道事業告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和4年3月28日

津市上下水道事業管理者 田村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社ヨシノ	津市芸濃町棕本6218番地6	令和4年2月28日から令和9年2月27日まで
株式会社岩田組	津市丸之内15番10号	令和4年3月8日から令和9年3月7日まで
ミノダ工業	津市戸木町2016番地	令和4年3月10日から令和9年3月9日まで
株式会社オクヤマクレーン	津市高茶屋一丁目11番19号	令和4年3月16日から令和9年3月15日まで

津市上下水道事業告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和4年3月28日

津市上下水道事業管理者 田村 学

名称	所在地	指定の有効期間
大島設備	松阪市稲木町1164番地	令和9年9月29日まで
有限会社竹内設備 工業	四日市市日永西四丁目17番 26号	令和9年9月29日まで
オオクボ設備	津市高茶屋五丁目9番60号	令和9年9月29日まで
美富士建設株式会 社	四日市市下之宮町225番地 の1	令和9年9月29日まで
株式会社林組	津市一志町小山638番地1	令和9年9月29日まで
株式会社嶋崎石油	津市白山町川口1217番地 の4	令和9年9月29日まで
福岡設備工業株式 会社	伊賀市岡田543番地の2	令和9年9月29日まで
株式会社山本建設	津市美杉町竹原1678番地	令和9年9月29日まで
有限会社フジエイ	津市美杉町八知3862番地	令和9年9月29日まで
ワダ設備	津市美杉町太郎生1018番 地	令和9年9月29日まで
瀬戸商店	津市美杉町下之川2274番 地1	令和9年9月29日まで
株式会社藤田組	津市美杉町八知6586番地	令和9年9月29日まで

津市上下水道事業告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和4年3月28日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
川原田設備	津市片田長谷場町278番地	令和4年3月3日

津市上下水道事業公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧を供します。

令和4年3月18日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道事業局下水道工務課

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

津市消防長 佐 藤 昭 人

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「部長（局長）決裁及び部次長（局次長）決裁」を「部長決裁及び部次長決裁」に改める。

第 4 条中「部次長（局次長）決裁」を「部次長決裁」に改める。

別表第 3 中「（局長）」及び「（局次長）」を削る。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月16日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和4年3月23日（水） 午後3時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
令和4年度津市学校運営協議会委員の任命について

津市監査委員告示第4号

令和4年3月2日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施した結果を、令和4年3月14日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市住民監査請求事務取扱要領第9条第7項の規定に基づき、公表する。

令和4年3月22日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 堀 口 順 也

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和4年3月2日に受付した。

2 請求人の住所・氏名（請求書記載順）

津市 豊田 光治

津市 和田 甲子雄

津市 正路 勝

3 請求の要旨（令和4年3月4日に差し替え提出された請求書の要旨をほぼ原文のまま記載）

津市は、田邊哲司に騙取された資源物持ち去り防止パトロール業務の委託費5,168万6,319円について、田邊哲司に対し、5,168万6,319円の不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、津市長前葉泰幸は騙取された5,168万6,319円のうち2,912万5,637円を請求しただけで、残りの3,821万6,440円を損益相殺と称して請求しないで放置していることは、財産の管理を怠る事実として違法であり、当該怠る事実によって津市は3,821万6,440円の損害を被っているので、津市長前葉泰幸の怠る事実の違法を確認し、津市長前葉泰幸に対し、当該怠る事実を是正するに必要な措置を講ずるように勧告することを求める。

第2 請求の却下理由

本件監査請求は、請求人3名を含む市民19名により、令和3年6月15日付けで請求のあった「相生町自治会長田辺哲司氏に業務委託した資源ごみ持ち去り防止パトロール事業費の支払いに関する措置請求書」において監査対象とした財産の管理を怠る事実について、平成20年の最高裁第三小法廷判決を根拠として、新たな違法事由を追加して、再度の同一内容の請求をしたものと解される。

昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決によると「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の

点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解せられるところ、地方自治法第242条の2第1項は、「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、（中略）裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次の各号に掲げる請求をすることができる。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがって、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」とされており、本件請求について監査を実施する必要性は認められない。

また、既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの適法性の判断については、同判決において「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」とされており、同一請求人による同一内容の住民監査請求は、いわゆる一事不再理の原則により不適法な住民監査請求となる。

よって、本件監査請求を却下するものである。

以上

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第1号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年津市公平委員会規則第7号）
の一部を次のように改正する。

別表中「、局長」及び「、局次長」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。